明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. 8. August 1911.
VOL. XXIV.

監獄協會雜誌

明治四十四年
八月二十日發行
第貳拾四卷
第八號
監獄協會發行

第貳拾四卷第八號目次

○論　說……（一頁）
○出獄人保護事業に就て……谷田三郎（八頁）
○寄　書……三山隱士（二頁）
○當局者に對する一二の希望……甲府　櫻井革聲
○行刑の本末を論して辯護士に望む所あり……
○監獄衛生……（二〇頁）
○監獄衛生雜感……（其二七）……金澤　石崎貫樂生
○統　計……（二七頁）
○明治四十四年六月末日現在在監人員表……
○明治四十四年六月末日現在受刑者罪名表……
○明治四十四年六月末日現在在監人員監獄別表……
○救護事業……（三三頁）
○群馬縣出獄人保護成績……前橋監獄報
○熊本縣保護事業近狀……熊本監獄報
○佐賀縣の保護規程……佐賀監獄報
○雜　錄……（三九頁）
○東北紀行（附雜感）……（其一）……豐野生
○典獄會議期日未定……
○國家醫學講習科開始……
○撞水械の使用……
○奬勵費を下保護會……
○逃走事故……
○白蟻に就て……（四）……理學士　大島正滿
○各地通信……（五八頁）
○東京たより……むしぼし生
○福島たより……監門生
○高松たより……高松生
○岐阜たより……百聞生
○大阪たより……青木政生
○叙任及辭令……（六九頁）
○本會記事……（七〇頁）
○本會總會……
○監獄官練習所……
○書記の異動……
○本會の組織變更……
○法令類纂編輯成る……

監獄協會雜誌第貳拾四卷第八號

論　說

○出獄人保護事業に就て

谷田三郎

谷田參事官先頃福島監獄巡閱の命を受け平分監に到りたる時恰好し佛教慈善會の平申學校に開かるゝあり谷田氏は有志の請に應し出獄人保護事業の必要なる所以を縷述せられたり左に其講演筆記を登載す

一

私は只今樋口檢事より紹介せられました谷田三郎と申す者で御座ります、本日此の壯大なる講堂に於て多數の有力なる紳士諸君の前に立ち卑見を陳ふる機會を得ましたのは不肯の誠に光榮とする所であります

私は此度福島監獄巡閱の官命を受け、白河、若松、福島、中村の各地を經て當地に參つた者でありますが、到る處私が最も感じ且つ最も喜んだのは出獄人保護事業の發達であります、先づ本縣には佛教慈善會なるものがある、是は縣下千幾百の寺院が宗派の異同に拘らず一致協力して創設せられた出獄人保護機關である、斯の如く一縣の總寺院が宗派の差異を擲ち、斯道の爲めに一致團結の實を示した例は我國に於ては勿論、外國に於ても多く聞かざる美擧であつて、此點に於ては實に天下に魁たる譽を博すべきものと考へます、次に本縣には數個の出獄人保護會が設けられてある、福島にある、若

松にもある、當平町にもある、白河にもある、斯く一縣下に數個の保護會の存在する例も亦た我國には殆んど見ることの出來ぬ所である、私思ふに、此の如く本縣が出獄人保護の事業に於て天下に範を示すに至つたのは、判檢事　司獄官、警察官等刑事の政治に關係ある官憲の熱誠なる奬勵が與つて大に力ある事でありませうが、一には復た宗教家、教育家其他有志者諸君が克く現代社會の趨勢を察知し犯罪防遏事業の一日も忽かせにすべからざる所以を看取せられたる結果であつて、斯道の爲め社會の爲め慶賀措く能はざる次第であります

併しながら出獄人保護事業は難中の難事でありまして、此事業が十分の發達を遂げ一國一社會の犯罪減滅の上に效驗を現はす樣になるのは中々容易の事ではありませぬ、歐洲先進諸國の經驗に徵するもかの獨逸の如きは二百年の歲月を經て漸く今日の域に達したものであります、さすれば本縣に於て既に佛教慈善會が組織せられ、出獄人保護會が設立せられたからと申して、之を以て直に滿足すべき限りではありませぬ、慈善會保護會の設立は形體上一通りの機關が出來上つたと云ふに過ぎぬ、機關を拵へる迄に取運ぶのも決して容易の業ではありませぬが、眞の事業は出來上つた機關を運用し實質上の效果を收めるに在るのである、機關が如何に立派でも之を活用して實效を擧げぬ以上は畢竟無用の看板と謂はねばならぬ、然らば則ち如何にして此機關を運用すべき乎、是が實に最も重要にして且つ最も困難なる問題であります

如何にして保護會を經營すべき乎此問題に就ては會の管理保護の實施等種々の方面より研究を要すべき廉が多々ありますが、保護事業なるものは元來社會的事業であつて、社會の認識と同情とが此事業の基礎となるのでありますから、保護會の事業としては先づ第一着に社會をして充分に斯業の意義を會得せしめ是に對する一般の同情と熱心を喚起するに在ると思ふのであります

當縣に於ても保護機關は模範的に出來上つたのでありますが、其出來上つたのは漸く近頃の事で、實

際事業に着手するのは今後でありますから、將來此會をして健全なる發達を遂け眞に見るべき成績を擧げしむるには先づ以て此會の趣意即ち免囚保護の概念尙詳しく言へば社會は何故に出獄人を保護せざるべからざる乎の理由を成るべく廣く社會に表白し一人でも多く贊成者と同情者を得る事が當面の要務であらうと思はれます

私は如上の考を有つて居りますので本縣の保護事業の爲めに最も熱心に奔走の勞を執らるゝ河西檢事正並に伊藤典獄に其旨を申上た處が、兩君も私と全然御同感で、私に答へらるゝには、自分等も其積で各地を遊說して居るのであるから、君も本縣下巡回中機會と時間の許す限り何に依らず此事業の參考になる樣な談話をして呉れと云ふお勸でありましたので、不肖を顧ず既に他の處でも有志者諸君に對して詰らぬお話を試みた樣な次第であります、本日も復た樋口君伊藤君等の切なる勸告を拒むに由なく諸君の前に立ち現はれた譯でありますが、私は元より淺學不才の身、殊に旅中偶然の事で纏つた腹案もなければ一冊の參考材料もなく、口から出任かせに所感を述べるのでありますから、講話の亂雜にして淺薄且つ不趣味なる事は豫め御諒察を願ひ度ひのであります

二

諸君、犯罪と云ふものは抑如何なるものでありませう乎、之に對する答は觀察の方面の異なるに依て必ずしも一樣に出ないのである、宗教家は犯罪を以て神意戒律に背く罪業であると答へる、倫理學者は之を以て人倫道德に反する惡德であると答へる、法律家は之を以て刑罰なる制裁を附せられたる違法の行爲であると答へる、是等は皆な天道人道法律などと云ふ抽象的理想を尺度として犯罪行爲の價値を定めたのであるが、刑事政策の方面では犯罪か具體的に國家、社會及び個人に及ぼす影響即ち犯罪より生ずる事實上の結果に基き、犯罪を以て社會の病的現象と爲し、之れが原因を繹ね其救濟方法を講ずるのであります、私は茲に先づ犯罪は如何なる影響を國家、社會及び個人に及ぼすものである

乎を事實的に略述致し、犯罪が社會の病氣であると云ふ觀察の一端を說明しやうと思ふのであります

第一に國家の側より之を觀ますれば、國家が犯罪の影響として直接間接に被る所の負擔と損害は實に夥しいものである、間接の影響は事が餘り煩雜に亘りますから姑く之を省き、最も顯著なる直接の影響を擧くれば先づ費用の負擔である、國家は未發の犯罪を防止し、既發の犯罪を檢擧處罰する爲め司法警察の機關を設けねばならぬ、刑事裁判所を置かねばならぬ、監獄を立てねばならぬ、而して此等の機關を設置し之を運轉するには金を掛けねばならぬ、而して之れが爲めに投ずる所の費額は實に莫大なものである、我國の豫算に就て見るに明治四十四年度に於ける警察費は千三百四十七萬三千餘圓である、此は獨り司法警察の爲めばかりではありませぬが、司法警察の爲めに費す所が餘程多いのであります、次に四十四年度の裁判所の豫算が六百七萬七千餘圓と云ふ事になつて居る、是れも獨り刑事裁判の費用のみではなく民事裁判の費用をも包含して居るのでありますが、刑事に要する費用の方が無論大部分を占めて居るのである、夫れから四十四年度の監獄費の豫算が五百四十二萬五千餘圓四十三年度の監獄費の決算が六百萬五千餘圓である、是は純然たる刑事の爲めの費用である、之に加ふるに警察署、裁判所及び監獄を監督する內務省司法省の經費も少なからぬのであるから、國家が犯罪の爲めに負擔する費用は確な事は申上兼ねますが、無量二千万圓に上るであらうと思はれます

諸君、我國家は犯罪の爲め現に年々二千万圓の資財を投じ且つ測るべからざる勞力を用ひて居るのである、此資金は全く不生產的で、此勞力は全く不經濟的である、若しも此費用と勞力とを他の殖產勸業若くは學術、宗教、教育、技藝等に轉用したならば、如何に國利民福を增進する事が出來るでありませうか、單に此一點から考へても、犯罪なるものが如何に國家の累を成すかゞ判かるのであります

第二に犯罪が社會に及ぼす影響に就て說明致さうと思ふ、先づ犯罪は一般の良民の恐怖と不安を惹き起すものである、大逆罪とか國事犯とか云ふ樣な重大な犯罪が世の中を騷がすのは勿論であるが、

其他犯罪と雖も多少一地方一社會を騷がし、良民をして不安の念を抱かしめ、有形無形の害毒を釀さぬものはないのである、例之茲に東京市外の大久保村と云ふ處に出齒龜と申す兒漢が現はれて、人の妻女を强姦し死に致した、此報知が新聞紙に揭載せらるるや、滿都の人民は駭いて色を失ふた、殊に犯罪地たる大久保村では非常の騷を惹き起し、婦女子は外出をせぬ樣になる、下婢などは怖れて暇を乞ふ樣になつた、中には他に引越をする人も出來た、其結果大久保村の家持や商人の間には大恐惶を來した事がある、是はホンノ一例であるが、東京大阪などの大都會では或は首無事件だとか、或は何人斬だとか、或は巡査殺しだとか云ふ人騷がせの事件の絕間がない、各地方でも一般住人を戰慄せしむる樣な犯罪事件が不斷一ッや二ツは懸案になつて居るのである、獨り殺傷事件のみならず、放火騷擾、謀書謀判、窃盜詐欺、毆打脅迫、誹告誹毀、官公吏の犯罪等何れも多少に依らず一般の恐怖を招き種々の不便と不利益を釀さぬものはありませぬ、今假りに諸君の町村に一人の放火兒があつて動もすれば火を放けると云ふ事實がありとすれば、諸君は枕を高ふして眠る事は出來ぬでありませう、諸君が家を新築せらるるに方つては必ず盜難の防備を爲さるであらう、夜間就寢の際には必ず戶締を嚴重にせらるるであらう、旅行せらるる時には必ず懷中物に要心を爲さるであらう、若しも諸君の町村に贋金、贋札が這入つたとするならば、諸君は日常の取引上如何に不便を感せらるゝであらうか、諸君の町に惡德新聞が在つて濫りに人の秘事を摘發し、恐喝の手段と爲すものがあれば、諸君は如何に不快を感せらるゝであらうか、諸君の町村に在勤する官公吏が私に賄賂を聽許し不正の處分を爲す事ありとせば、諸君は如何に不安を感せらるゝであらうか、此の如き事例を擧ぐれば際限がありませぬが、試に諸君の町村を管轄して居る總ての警察署を取り拂ひ、裁判所を閉め切り、監獄を打壞はして仕舞ふたと假定したならば如何でありませうか、諸君は一日と雖も平氣で落付いて居る事が出來ぬでありませう、是は何故であるか、諸君が犯罪を怖るゝからである、犯罪が諸君を不安に陷るからでも

る

諸君、犯罪は此の如く社會の不安を招く原素でありますが、併しながら是は社會良民の側より申したのでありまして、不良民即ち非社會的傾向を有つて居る者に取つては他人の犯罪は最も良き興奮劑である、其譯は犯罪の傳染性に基くので、大凡そ一の犯罪は必ず他の犯罪を呼び起し、綿々連續して止まぬのである、佛蘭西のタルドと云ふ人は犯罪の模倣性を最も詳しく研究した學者でありますが、其人の言に病氣の傳染力は譬へば蒸汽の如く、犯罪の傳染力は喩へば電氣の如しと申してあります、是れは犯罪心理學上爭ふべからざる眞理で、義賊の芝居を見て盜心を起したとか、何人斬の小說新聞を讀んでソヒ自分も行つて見る氣になつたとか、詐欺師の公判を傍聽してインチキの術を學び得たとか、贋造紙幣を攝まされてから自分でも試みる事になつた杯と云ふ話は我々が常に聞く所である、實際また第一の首無事件があれば必ず第二の首無事件が起る、一人のピストル强盜が出れば百人のピストル强盜が出る、鼠小僧が出れば鼬小僧が出る、要するに犯罪は更に犯罪を生み、惡黨は新に惡黨を作り、相續き相傳へて害毒を流布し漸次社會の基礎を危ふする事、恰もかの白蟻がいつしか柱や梁に喰ひ入り終に大厦高樓を倒すのと同一であります

諸君、私は犯罪の社會に對する影響の內で僅かに二點を指摘したに過ぎぬのでありますが、是を以ても略ぼ社會的結果の一端を知る事が出來るであらうと思ひますから、是れより第三に移り犯罪の個人に對する影響を一言致します、先づ被害者の方面より始め次に加害者即ち犯罪人の側に及ぼうと思ふ犯罪には大抵一定の被害者がある、犯罪に因て直接に害を受けた個人である、犯罪に因つて直接に攻撃を被つた個人の損害は私が此處で事々しく說明をする迄もなく、誰しも想像し得る事であります、折角汗水を滴らして作り上げた財產を竊盜詐欺恐喝等の犯罪に因つて奪ひ取られ又は放火の爲めす、一家の稼ぎ人が殺されたり傷けられたりした爲めに、其一家族が路頭に迷ふ例も少くない中には愛兒を殺された爲めに發狂する不幸な親もある、復讐を企て自ら犯罪に陷る孝子もある、其他犯罪に因て生する被害の結果を考へて見れば千樣万態で到底十分に之を名狀する事は出來ませぬから此點は各位の想像に止めて置いて、次の犯罪人自身に及ぶ影響に就て申述べやうと思ふ（未完）

となない生命を奪られたとか手足を斬り落されたとか、嫁入り前に有りもせぬ醜行を言ひ觸らされて良緣を失つたとか云ふ樣な場合は全く取り返しの付かぬ損害である、斯樣な直接の被害のみならず間接の被害かまた實に悲慘な結果を生ずる、强盜とか放火とかの爲めに家產を奪はれた爲めに、或は家業を廢し、或は豫定の計畫を抛ち、或は不測の借財を爲さねばならぬ等種々雜多の迷惑を被る事が珍くない、又一家の稼ぎ人が殺されたり傷けられたりした爲めに、其一家族が路頭に迷ふ例も少くない中には愛兒を殺された爲めに發狂する不幸な親もある、復讐を企て自ら犯罪に陷る孝子もある、其他犯罪に因て生する被害の結果を考へて見れば千樣万態で到底十分に之を名狀する事は出來ませぬから此點は各位の想像に止めて置いて、次の犯罪人自身に及ぶ影響に就て申述べやうと思ふ（未完）

寄書

○當局者に對する一二の希望

獄務講習會——協議會——免囚保護奬勵

三山隱士投

文明の潮流は滔々として進歩して止まない今日の時代に於ては如何なる事業に向つても常に適當の研究と訓練を怠らはならぬことは勿論、之れと同時に其進歩發達を指導し奬勵する所の各種の方法手段がなくてはならぬ。故に其政治或は教育或は各種の實業其他諸有事業に向ても政府若くは當局者が常に以上の意味に於て劃策し注意を拂ひつゝあることは我輩の平素信じて疑はぬ所である。殊に其事業の指導發展を期する方法としては以上の外に種々の手段があるうけれども、要するに前に掲げた研究と訓練とを續けて指導奬勵者の位地に立たねばならぬのみならず一面に於て如何なる公私の事業と雖も事業其ものをして自發的進歩を策勵する爲めには選奬又は種々の名目の下に何等かの表彰制度を採用するの有効なることは實に爭ふべからざる事實であつて、轉今に至りては一層以上の意義に於て公私事業の奬勵方法を講せられつゝあるは機宜の當を得たるものと信ずるのである、即ち其著しきものを例せば、内務行政に於て各種の講習會を設け地方事務の改良又は感化救濟事業の講習會等を頻次開催し地方當局者を指導訓練する計畫の如き亦其他面に於て地方自治の發達を期する爲め模範町村を表奬し或は感化救濟事業に對する各種事業の表奬等は慥に如上の趣旨に出でたるものであると思ふ。其他教育上に關しても教育者を選奬し或は生産に關する事業に付ても奬勵補助等を爲し常に研究訓練

の機關を設くると同時に適當の表彰方法を講せられつつあり又最近に於て時事新報が率先して義勇表奬會なるものを設け各種の美事善行を表奬するの計畫ある等は要するに孰れも皆時代の要求に應する處の一種の奬勵的美擧である。

想ふに我が監獄事業に於ても結局以上の範圍を脱することが出來ないと同時に、現下に於て研究訓練すべき事項も豐富且つ多望なることを認むるのである、當局者は日夜研鑽孜々として之を努め所謂時代の必要に後れざらんことを期せなくてはならぬと信ずるので、地方に於ける同僚當局者は勿論以上の趣旨に於て絶へず研究を怠らざるべしと雖も、何分職務の性質、當面の事務に軆掌し日も尚ほ足らざるが爲めに勢ひ進歩に後るゝなきやを我輩は平素憂ふるのである、故に中央に於ける當局者は率先以て地方當局者を指導し訓練せしむるの何等かの方法を劃策せらるることは目下必要の急務ではなからうか。

殊に亦一面に於て地方の當局者を覺醒し適當の方針を誤らざらしめんが爲めには素より監獄巡閲の設けありと雖も、尚ほ夫れ以外に於て地方當局者に比較研究の材料を與ふることは之れ亦必要なる一道と云はなければならぬ、去れば我輩は冒頭に掲げたる意味の下に於て當局者に要望する二三の事項に付卑見を述べようと思ふ。

第一、獄務講習會を開設せられたきこと　既往數年來我監獄協會は其資財を投し毎年一回監獄官練習所なるものを設け後進監獄官を教習訓練しつゝあることは素より緊要の機關なりと雖も尚ほ此他に於て毎年少くとも一回以上公費を以て獄務講習會様のものを設け課長若くは看守長の内に付撰抜入會せしめ獄政に關する學理の研究及事務の打合を爲さしめられんことを望むのである。其理由は種々あるけれども姑らく之を省略することゝする。

第二、地方獄務協議會を開催したきこと　毎年召集せらるべき典獄會議の外最寄地方（控訴院管轄

內を便宜とす）に於て獄務協議會を開催し事務上の打合を爲し兼て治獄の發達統一を期せしめられんことを望むのである……典獄協議會は曾て開會せし所なりしか今より之を回想すれは其當時彼是、是非の論ありしと雖も之か爲に獄務上に稗益を與へし事蓋し尠少でなかろうと信するのである何となれは其地方〳〵に於て彼我の長短を比較し進歩を企畫すること、即ち採長補短は進歩の道程であるからで、殊に亦治獄上遇囚の統一、作業の賦課、事務の打合等會合に依て得る所の利益決して尠なからぬのみならず、毎年尠くとも一回斯る會同を爲して治獄の發達訓練を比較對照せしむることは決して無益でなく極めて必要の事項である、然るに今日に於ては本省に會同するの外相互監獄の間に出張打合せ等の機會更に之れなく、隣接監獄間に於ても遇囚其他の事項に統一を缺き處置の寛嚴を異にすること尠なからぬことと想像する之れが予輩の此議を提出する次第である。

第三　出獄人保護事業の發達を圖る爲め奬勵表彰の途を擴張せられたきこと　現今の官制に依れば出獄人保護事業に關する事項は司法省の主管とし年々私設保護機關に對し一ヶ年一萬圓の範圍内に於て奬勵金を下付せられつゝあるのであるが、此一萬圓の金額決して寡少なりとは我輩素より言はぬけれども、犯罪豫防の三大姉妹事業の一とも稱せらるゝ處の免囚保護事業に向て比較的其金額の寡額に過ぐることなきや、彼の内務省主管に屬する各種の感化救濟事業に對する補助金中地方感化院費補助明治四十四年度豫算金拾萬圓に比較し其金額僅に十分の一に充たざる少額にては到底保護上の良成績を期することは殆んど覺束なき次第と云はなければならぬ、殊に亦内務省主管に在つては以上の外其成績顯著なる各種の感化救濟事業に向つて年々多額の表彰的下付金を支出せりと云ふに一面保護事業に向つては此種の表彰金を下付せられたること之れなく今日亦之れが豫算せられたることを聞かず、加之ならず近年數多の私立保護機關の增設せらるゝあるに前顯の如く僅々たる一萬圓の金額にては眞に其事業の優良なるものを表彰し奬勵する能はざるのみならず表奬の伴はざる所

勵もすれば當事者の阻喪懈怠を招き斯業の發達を阻害することなきやを憂ふるのである、明治四十二年の調査に依れば全國の出獄人保護團は五十七ヶ所であつたが、近時に至り著しく增加し其精確なる數を抄出し得ず雖も前年司法大臣より地方長官に對し免囚保護に關する訓示ありたる以來、地方の慈善家、宗教家等にして此事業に貢献する者漸く續出するに至りたる今日、尙は感化事業に對する夫れ〴〵免囚保護事業に對する夫れと餘りに甚だしき懸隔あるは我輩の遺憾とする所である。故に將來此保護事業をして眞個に一層普及發展せしめんとするには少くとも我輩は冒頭に擧げたる趣旨に依り奬勵補助若くは表彰其何れの名義たるを問はず充分此免囚保護事業を完實するの資を可成多く計上し交付せられんことを當局に希望して止まぬのである。

以上は唯昨今我輩の意中に浮びたる二三を掲記しにるに過ぎざるも讀者は其意の存ずる所を諒せられんことを望むのである。

○行刑の本末を論じて辯護士に望む所あり

甲府　櫻井革聲

罪質犯狀を論究して擬律の正鵠を誤まらず。人格境遇を照査して科刑の嚴正を期するは。蓋し執法家の秘訣にして刑罰執行の大本實に此に存す。性情犯由の繫る所を詳悉して刑期の長短體質の强弱等を勘案し以て改過歸善の實效を擧ぐるは。誠に是れ行刑最終の目的にして國家立法の精神に於ても亦に窮極の期望に外ならさるなり。抑も行刑の次第本末を簡單に論し來れば前來掲ぐる所の數十言にし

て略ぼ其の大綱を提擧し得たるか如しと雖も。其の小節細目に至ては源委探り難く分派繹ね易からず故に一事犯として單純なるが如きも其の關渉する所頗る廣博なる者あり。一罪囚として案件の輕重之を裁理するに多力を要せずと思惟するも。其の繫及する所は數箇國に涉り數十人の連累者を見るが如き。社會の事相複雜なると同時に罪惡の紛糾窮まりなく。人文の進歩に伴ふ智力の增長は形以上形以下に應用せられて。殺人竊盜の巨魁は安然として縉紳上卿に伍し白日堂々として通邑大都を濶歩す。嗚呼法網日に密にして罪惡の行はるる年に巧みなり。見るべし檢索容易ならずして每に首犯を逸し元兇大戻未だ捕に就かざる者近き四五年の間に於て既に幾多の恨事を遺せしを。數へ來れば社會に橫生せる缺陷事實は啻に十百のみならず雖も之れをして原狀に復し安寧を保たしむるは。一に國家が當行の任務として直接には司法部の思索を待ち。間接には文敎の普及將た社會政策の發展を望む所以なるも。要するに犯罪に對する系統由來を追索して卓犖の見深淵の識以て判官檢事等の所論に若し誤謬あるときは。之れを平釐し克く純理を發充し公正を維持する者は。一に世の辯護士諸氏の負荷する當然の責務たらずんばあらざるなり。

蓋し或る種の犯人は其の性情や獰猛悖逆なり。嘗て犯せる行爲の顧末を想察するときは人をして覺へず栗然たらしむるもの決して多からずと爲さず。然れども一旦鐵窓呻吟の身となるや既に其の心意の全半は良知良能を發揮して偏に往非の挽回し難きを歎き。深く將來の遷善を沈思せざる者は幾んと希れなり。此時に際し辯護士たる者は靦面能く其の罪戻に關する因果關係を研索し。彼等をして毫末も隱默秘包する所なく和盤傾倒して運命を天の裁斷に委するの概あらしむるは。彼の公廷に法理を縱論して被告を辯護するを以外實に至重の關係を有するに非ずや。此他幾多の在監者中には辯護士の奮勵餘蘊なかりし爲めに刑期半減の喜びを得て寥寂共に深く恩とし措かざる者もわらん。或は徒らに長日子と多額の謝金を費して却て科刑重きを致せるは辯護者の手腕鈍さが爲めなりとして長く恨みを呑む

者もあらん。勿論渠等の多くは事理に暗らく常識に乏し故に其喜ぶ者も悲む者も或は皆中正を得ざるあるは是非なしとするも。辯護士其の人の斯間に處する進退周旋決して宜しきを制し易からざるは知るべきのみ。之れを要するに世途の嶇嶇嶙嶸たると人生の波瀾曲折多きときは道義の人心を支持する餘裕なく。德敎の一世を風靡する勢力絕へ之れが反對に經薄風を成し婬靡俗を致し其の極や民事に刑事に葛藤益繁く罪惡連りに其の毒を逞ふす。即ち此間に處する窮餘の策としては法律の力を以て名譽生命財產の安固を求むるより他に施すの術なきのみ。此に知る世の辯護士たる者は或は法理を嚴論して寃枉に泣く者なからしめ。正義を揚唱して暴惡の徒を懲らし或は國體政治の得失を講明して秩序の紊亂を防ぎ。世道人心をして常に其の牽由歸向する所を失はざらしむるの大任を帶ぶる者なるを。以下辯護士が帶有する本來の責務以外國家行刑の上に亦如何なる助成力を包含するやに就き。聊か論辯を試み以て大方の是正を仰かんと欲す。

抽象的に法理を論究して國家の存立に資するは辯護士たる者の天職に非ずや。將た又具體的に條規を釋明して人の曲を矯め世の窮厄を濟ふは實に辯護士たる者の本分たらざるなきか。夫れ既に此偉大絕特の地位と職分とを有するが故に苛くも學殖富贍機略縱橫ならば社會の敬待と民衆の尊崇とは決して尠少ならざる者あり。宜へなる裁在監者が獄裏唯一の鐵條として賴む所は彼の辯護士に在ること。然れども資產豐かならざる者は固より何れに向てか寃を雪ぎ誣を辯解すべき道なしと雖も。苟くも應分の資力を有する者に在ては這裏の難問を擧げて辯護士に一任し。以て萬金の酬謝を客しまざるに至る。嗚呼世の尊敬を享くる如此。人の信賴を被る彼れが如きは幾多の職業中未だ多く其の比を見ざると同時に宜しく地位を重んじ品格を保持するに努めざるべけんや。

夫れ然り位地と學識とを應用して訟廷に理非曲直を辯じ以て被告の爲めに無罪を主張し、減輕を極

論す。此時に際し推理確實にして主張根底あらば檢事耳を傾け判官心證を一變して局面は實に計られざるものあらんとす。察するに在監者と辯護士との暗默的情意の契合は如斯動機に依て始めて謀誘みらるるなり。故に被告自身は罪の免かれ能はざるを自覺すと雖も。希望を萬一に存して辯護人の機宜の手腕に待ち情狀に依り或は多少の原宥を得ざるに非ずと豫料し。辯護人亦時に理由の存する限り比附援引して被告の爲めに多大の苦心經營を費し。以て禍福浮沈の岐るる所に之れが救濟を試みんとす。此時に際する在監者の辯護人に對する心情の切なると辯護人の在監者に注ぐ所の熱誠とは固より筆舌の及ぶ所に非ざるを知るべし。

如上の事相に鑑みて辯護士たる者の四圍に對する事情は勿論殊に刑獄に關する特異の信望を繫ぐや決して偶然に非ざるを知るべし。蓋し人窮して天を呼ぶは情緒自然にして其の有罪と無罪とに論なく官選の場合は姑らく之れを措き。彼れ在監者が自己の信任する所の辯護士に事件一切を委囑し以て原諒の寬典を希ひ。將た幾何かの輕減を贏ち得んと焦心苦慮するや實に始めて良心の流露を見るべし。茲に知る辯護士其の人の人物抱負に傾倒するの深厚なるに非れば社會人心の囑望豈如斯の甚大なるを致さんや。思ふて此に至れば道に其の事に從ふ者は[illegible]勵風發益其の節を砥き修養大に其の德を累ね他の委囑を空ふせず。世の信賴に背かず以て風俗を矯正し秩序を保持するに勗めざるべからず。而して矯風や保秩や多岐端固より十百當ならざるべしと雖も刑事々件に關し努力するが如きは曾に人心を感動せしむるのみならず法律運用の效果最も著しき者と思惟するなり。故に被告等の眞心悔悟の狀あるを見ては宜しく亦誠心誠意を以て之れが勞務に當るの覺悟なかるべからず。苟くも斯くの如くんば獄裏の切望は獄外の策畫と兩々相須て恰かも肝膽相照らすの概あらんとす。夫れ如斯にして始めて眞成なる法廷の辯論を觀るに至るべし故に一事件を處理せんとする每に被告をして其の行爲を悔ひ且改めしむるの訓諭的戒告なかるべからず。如此にして被告は益其の信賴を深ふし又之れを辯護せんとする者は大に被告の罪狀に對する動機經路等に關し惻諒の情厚きを致すべく。而して兩者の暗默的情意の契合成り彼是融會の結果一刑事々件に世を動かし人を正ふするの好成績を收め得べきなり。察するに極端なる兇惡者の一旦其の非を悔ゆるや亦實に極端なる善行者と化するは古來其の的例に乏しからず。而して古昔蒙昧の世に在ても化導の實は能く行はれたり今や人文隆盛の時代に際し先覺の徒宜しく奮進して事に當るの肝要なるを思はざるべからず。吾人豈辯を好まんや實に止むことを得ざればなり。

前項に於て略述せるが如く辯護士の地位や重く信望や大なり。故に苟くも位望を重んじ職責を辱かしめざらんと欲するに於ては。心を執ること嚴正に務を視ること公明ならざるべからず。既に嚴正に亦既に公明ならば人情其の德に悅服して復た利害得失の末に是非の批判を挾さむ者絕無なるべきは理勢自然なるが如しと雖も。世態缺陷多く人心由來礙滯して通せず多少事理を解し學識を有するの徒尙ほ反省の實足らずして。或は他を怨み世を慨するの跡あるは往々實例に乏しからず。況んや非常識破廉恥漢の集合體に等しき渠等多數の罪囚に於てをや。自己の行爲の輕重大小を顧みずして濫りに科刑の當否を較論し裁判の是非を嘖說す。若し夫れ其の辯護權を實行し相當辯護人の保護援助を受けたる者は或は辯護力を不充分なりしを鳴らし或は法理の徹底せざりしを辯ずる等喃々として誹謗怒罵を逞ふし。時に戒護者に哀苦を愬ふるが如きは決して稀有の事例にあらずとす。古人言はずや其の本亂れて末治まる者はあらず。又云く何ぞ其の本に復らざるとと。凡そ人逆境に立つときは其の本を窮めずして末を追へ自から省みることなくして直ちに他に向て怨嗟の聲を漏らす是れ沼々たる短見者流の爲のみ殊に彼の受刑者の多くは嫉妬偏執甚しく動もすれば輒ち恩怨忽ち地を易へて己れに德ある者をも仇

敵視するの實況あり。誠に嘆慨すべき事相として偏に德性涵養の急務なるを覺認するものなり。

以上の所論は渠等の劣惡なる心性及び通有なる意向に基き。其の一斑を模寫せしに過ぎずと雖も其の細枝密節に至ては到底枚擧に遑あらざるべし。然れども其の反面には亦幾多の人道を辨識するものありて往非を回憶して慚汗に勝へず。公明なる裁判を得て深く恐懼戒愼し幾分にても減輕せらるるに至ては辯護人の戮力を多とし。其の恩德に感泣する者も決して絕無なりとせば稱すべからず。是れ蓋し世の刑事誣獄上に於ける辯護の局に膺る者は勿論特に辯護士たる者の稀れに半片の微笑を漏らすべき所たりとす。想ふに公安の維持と正義の擁護とは實に辯護士の本領綱目たり苟くも此目的を貫かんと欲するに於ては百の徒勞も辭せず千の犧牲も眼中に存せず。只自己の所信に向て進むあるのみ之れを要するに受刑者の等の辯護人特に辯護士に對する獄裏の感觸は實に此二類に外ならざるが如く。即ち稀れには仇敵視する者もあらん亦時に平正の見を懷く者は其の恩德を謝し他日の酬勞を期待する者もあらん。善因必ずしも良果を結ばざるは人心の濁れると利慾の妄念に驅らるればなり。然れども正理公道は遂に枉ぐる能はざるを如何にせん。

蓋し人類の運命に關する鞫獄治罪の衝に立て能く其の輕重を辯じ葛藟を解くの責務に仟ずる者は。法官辯護士に論なく一種激越せる感觸を或る一方より投擲せられ。爲めに或は無限の愁傷に打たれ或は一時の暗涙に沈み或は想像以外の效果を見て覺へず慶喜の笑ひを漏らすが如き。如何に天賦敏明にして埋義に顯達なる者と雖も慈喜歡笑の情は心性自然にして免かるゝ能はざる所たり。嗚呼正理公道を擁衛するの樞職に居る辯護士にして心裏は時に渠等罪囚の爲めに而かも痛切に歡哀の情に驅らるるが如き現象あるは職責の上よりして渠等は誠に一個の貧疣たる觀あるも。抑も亦之れあるが爲めに責務の益重大なるを斯道の彌炳明たるを認識せざるべからず。

法治の制度日に密なるを加ふるの結果は人々公となく私となく義務を重んずるの念は或は却退するなきやを疑はしむるものありと雖も。權利を貴尊し將た之れを主張するの狀況は刻一刻より旺盛に傾くものあるが。如く今や刑事の犯人として拘置せらるる者にして多少の資產あり普通の見地ある者は競ふて辯護權の實行を望み。孰れも自己の信任する所の辯護士を選定し以て法廷に黑白理否を爭ふの狀は日に益多きを致すは洵に掩ふべからざるの事實とす。夫れ此の進んで止まざる世態の現勢より照鑑し來て之れが賴囑委任を受くる辯護士たる者は愼密の見。一は以て犯行罪質の趨向如何に留意すべく卓犖の識。一は以て改過移善の懷柔的抱負を充たさゝるべからず。蓋し渠等が一身の安危榮辱に關する際に於て衷情を愬へ得益を獲んことを懇請熟談する者は辯護人に非ずして何人ぞや。而して一旦斯くの如き境遇に苦哀を披瀝せるの事情は何れの時か遺忘せん即ち此心裏に銘刻せる一印象を捉へ來て他日の規誨善導の資料に供する覺悟あるを吾人は辯護士諸氏に要望して已まざるなり。

在監者の出監は之れを大別して釋放と免訴との二種となすべく。而して其の免訴出監者に對する辯護士の態度は最も亮明嚴肅なるを要し其の人格の如何に隨て或は高說し或は卑諭し。以て再び刑典に問はれ嫌疑を蒙るが如き行動に出てざるべきを戒告し其の人の將來に就ては暗に明に遠に近に之れが營生の狀態如何を觀察し。少なくとも法令擁護の使命を全ふするの識見なかるべからず。若し夫れ釋放せらるる者に對しては辯護士の執るべき方針多々なりと雖も。其の滿期者及び執行猶豫者と恩典出獄者とに論なく將た自家に歸る者と保護團等に收容せらるる者とを論せず。往非を猛省せしめて獨立自營の途に就かしむるの皷吹者たるべきは勿論。之れが父兄又は慈善團等に間直接の勢援助力を與へ以て暗默の間に改過自新の良績を擧げしむるの方略を廻らすは由來世の先進者たる辯護士其の人の任して負荷すべき事業ならずや。要するに是れ辯護士の出監者に對する助成的任務として上來の說述は最も簡單にして事態の自然なる者とす。

彼の黃白の多少に依て辯護を伸縮し。事件の錯雜なるが爲め書類の調査時に踈闊に流るるが如き。且つ夫れ辯護の事は其の時々委囑を受けて之れに關係するのみ何の遑か渠等出獄後の動靜まで之れを觀望掩保するの餘裕あらんやと。峻拒さらるるが如き事情は吾人決して其の絶無なるを信ずと雖も異說を斯間に馳する者あるは頗る遺憾とする所なり。嗚呼社會狀態の繁維を來たすは刻下の趨勢として遏止すべくもあらず。隨て法律事務の多端なるは必ずや意料の外なるものあらん然れども刑事政策の第一要義として精神的感化の上乘なるは深く論ずるの必要なく。而して或る一部の在監者に對する身上及び心性の詳該を知悉する者は辯護の任に當れる者なるなかんか。然り世の先覺者たり指導者たる者は這裏の消息を洞破して尙は少しく世道人心の爲めに奮勵せられんことを切望に勝へず。

舊記新纂を亂抽して最近三十年來の獄斷罪に關する事跡を攻ふるに。彼の辯護士諸氏が三寸の舌頭能く死を變じて生と爲し有を化して無と無したるの跡は少なからずと爲す。若し夫れ大川端箱屋殺しの如き。事は一賤妓阿梅の兇行に過ぎざるも之れが爲めに大岡。角田。兩氏の當時に於ける辯論の顚末は精核を極めたるものにして或は遺傳性を云々し或は阿梅が半生を說き。其怒り易く激し易きの狀を縷說して旁搜博援殆んど餘力を遺さず。宜へなる哉阿梅は死刑より減等せられて無期徒刑に處せられ爾後更らに減等の恩典に浴せり。顧ふに我國人が辯護權の必須重要なるを覺認せしは凡そ如此の事件則ち多少世の視聽を惹ける誣獄に依り漸く之れが觀念を馴致せるの疑ふべからざるものあるは勿論。朝野法曹が苦心の痕跡は歷々として徵すべきものあり。尙且つ近來の疑獄たりし高鹿事件の如き高木外二氏が多大の熱誠を傾注して幾星霜の間之れが事實の闡明に腐心せしは。到檢事等が極力事件の眞相を探査せるの其れに比し始んど輕輕する所なきまでに東奔西走の勞を累ねたりき。而して其の結果は彼の天羽英次郎をして一點の瑕瑾なき靑天白日の人たらしめ得たるが如き世の耳目を聳動せるは勿論辯護人たるの任務は世人をして能く認了せしめ將た辯護士たるの天職は三氏の熱烈なる行動に依て益分明ならしめたり。蓋し法例の護持者として人道の擁衛者として吾人は深く其の緊忍不撓の精神氣魂を推重して措かざるなり。

辯護士の資格及職務其他權利義務等は辯護士法の規定する所なるも。今日より之れを見れば元より完備せるものとは稱し難し然れども要するに職責の上よりして法律の擁護者人權の助長者たるにあれば。吾人が前來論述せる在監人中或る一部の罪囚に對する感化力を更らに益擴充せんことを希望に勝へざるなり。蓋し罪囚の秋官を見るや每に冷酷峻嚴の感を懷き犯情兇跡を自省することなくして偏に執法の酷なるを怨むは往々目擊する所たり。然るに辯護權擴充せられたる今日に在ては犯人等及び其の他の辯護人を見ること師父の如く赤親朋に似たり。他方に刑官を疾視するの眼を以て一方に此の有力なる援護者に接するは所謂百萬の身方を得たるの感あるものにして。決して尋常歡笑和樂の境と同一視すべきに非ざるなり。乃ち此の人間自然の妙機を利用して現在を規し將來を誨ゆるは先覺の士衆望を負ふ者の應さに大に爲すべきの任務なるなからんか。

社會の事物漸く複雜を極めて風俗頹廢し人情の薄きは紙の薄きよりも甚しく。譎詐夕べに戚族を陷れ倫盜白日に出沒して通邑大都尙は人心の疑懼を免かれず。而して誣獄の事日に其の件數を增し獄舍は刑囚滿ちて早く旣に溢れんとす此の時に當り國民の多くは先覺有道の名士を挨つこと久しく。解紛撥亂の偉人を索むるや急なり。換言すれば煩悶を排除して平靜の天地に近かんことを要求して已まざるの狀あり。吾人は覆說す在監人中の或者は實に名士偉人の庇護を求めて往非を改め正道に就かんと渴望して措かざるとを。而して世の達人哲士は夙は煩擾慈濟の策に腐心するは吾人の敬仰して措かざる所なるも。殊に事件辯護の衝に膺り渠等に直接して能く其の境遇經歷に明通せる辯護士たる者は。一層斯間に熱中して徐ろに罪惡絕滅社會改善の計を策すべきは刻下に遍れる急務たるは勿論將來に在

ては實に諸氏が當行の一科目たるに屬するなきか。

監獄衞生

○監獄衞生雜感（其二七）

金澤石崎貧樂生

（二四九）體格及體質 Körperbau (Konstitution) und Habites

體格は骨格（殊に胸廓）及び軟部（筋肉及脂肪）の狀態に依り定むべきものにして分つて三種とす

（一）強實 Die Kräftige Konstitution 骨格強固、胸廓濶大にして之を纏絡する軟部の發育佳良なる者を云ひ疾病に對して抵抗力強大なり概して勞働に從事する下級社會の輩に多し

（二）薄弱 Die Zoh Wächliche K. 骨格薄弱、細長、胸廓狹小にして軟部の發育不良なる者を云ひ疾病に對して抵抗力微弱なり概して上流富裕の階級に多く認む

（三）中等 Die Mittelerere K. 前兩者の中間に位する者を云ふ

體質は體格及爾他の狀態（營養皮膚の色、容貌、姿勢、運動及言語等）と疾病との關係を云ふものにして經驗に徵するに或疾患は好んで或一定の體質を有するを襲ふ從て體質の如何を精査するは診斷上至大の價値なり其種別左の如し

體質

（一）腺病質 H. Scrophulosus（一）遲鈍性 Torpides H. 筋肉羸瘦皮膚蒼白、淋巴腺腫慢性皮疹粘膜の慢性加答兒等を患へ脂肪の發育佳良にして顏面浮腫狀を呈し一見痴呆狀の相貌を顯はす

（二）過敏性 Erethischer H. 體軀纖弱、淋巴腺腫皮下脂肪乏少、粘膜加答兒、慢性皮疹、皮膚軟弱蒼白色にして潮紅し易く且靜脈を透視し得る者を云ふ共に腺病性の小兒に於て之を認む

（二）肺癆質 H. Phtisicus 體格薄弱、全身羸疲、皮膚菲薄蒼白、胸廓狹小 所謂麻痺胸 頸部細長、歡骨部潮紅等を呈し眼球大にして光澤を放ち屢々惡液毛 Kachenie haar を發生す 結核の素因を有する者及其患者に觀る

（三）卒中質 H. Apoplecticus 體格强實、筋肉及脂肪の發育佳良にして頗る肥滿し頭部太短、眼球充血顏面潮紅等を呈し出血し易く且運動に際して容易に心悸亢進と呼吸促迫とを來す

（四）神經質 H. Nervosus 顏貌恰悧の狀を呈し行爲敏活、視勢不安性急にして劇怒し易く且意思極めて搏變し易き者を云ふ 諸般の疾患殊に神經性疾患に於て多く認む

健康診斷薄調製上其記入に中り各監獄區々にして一定せず之れ生命保險、診査醫、學校醫等の記載一定なるに比較すれば遜色なきに非ずや將來據を一にして學理に據り實際に背かざる樣一定ならしめんことを望む之れ余の蛇足を顧みず茲に體格及び體質の標準を揭ぐる所以なり

（二五〇）變質者の法醫的關係 Birnbaum

變質者の一般的要素は第一遺傳的傾性に關する家系關係である併し是は實際の場合には嘘僞や默秘等が有つて確實に調査し得ることは六ヶ敷い併し余は遺傳的傾性は其臨床上の意義は多大であるが法醫的の意義は左程で無いと云ひ度ひのである何となれば遺傳的傾性のあることを證明し得たならば其病象が變質性の基礎に胚胎したるものなること想像されるけれども何故に責任能力を減弱せしむるやの問題に關しては何等の意義ないからである又諸多の神經病精神病及び其他の異常畸形は變質又は變質の種との定型に對して其關係がそれぞれ違つて居るし又遺傳的傾性には必ず變質が伴なふとも限らず一家系に於て發する精神異常者の數及び程度は必らずしも其家族の各人に來る精神病の範圍程度と平行するもので無い、のみならず一家族に於て（例へば兄弟で）精神病者と健全者とある場合では健全者は遺傳的傾性を受けて精神病者の方は却つてそれよりも遺傳的傾性を受けないことがある、されば此等の事實からして或人に就きて其近親に精神異常及び變質を來すべき要素が甚顯著又夥多である場合に其人の精神にある影響がないとは云へないと信ずる

次きには身體的敎授である是れも遺傳の關係と同じく法律上左程重要と云ふでもないが遺傳とは違ひ少くとも本人の身體に現はれて居るので之を變質的素質の表現と見れば多少の價値がないでもない併し此身體的變質徵候が常に同時に精神界にまで影響を及ぼして居るとは云はれない增して身體的變質徵候の種類及び多寡で以つて精神病の輕重を推斷することは出來る譯でない但し身體的變質徵候が神經系に關係ある部位にある場合即ち五官器、頭蓋等で殊に其爲めに此等器官に顯著な機能的障礙がある樣な場合）には注意すべき價値のあるものと認められる第三は精神的徵候である是は單に變質者の徵候と云ふよりは現に精神病のある症狀と見るが至當であつて之に就きて後ちに更に委く述べるとして此に一言して置きたいは彼の强迫症狀である佛蘭西學派では臨床的には大に之に價値を置いて居るが法醫的には左程に價値を置いて居ない余も變質者が犯罪をした多數の中で此强迫症に基因して

犯罪したものは只一例を實驗したのみであるし眞の强迫觀念を有する患者は病院に於ても稀有である

以上の三つのものは變質者の一般的要素である次きには既往歷に就ねて證明する

既往歷に就きて注意すべきは身體的又は精神的影響に由りて變質性素質の上に起つて來る著明な異常である即ち一時性の苦悶憂鬱、譫妄、錯亂、朦朧狀態、自殺企圖及び病的酩酊等多々である又眩暈痙攣意識障礙等のあることもあつて此場合には一見癲癇が合併して居る樣に見ゑる

其他氣質異常は幼年期又は成年期に現はれることがあつて最も大に注意すべきものである之に就きては更に後段病的個人性の條下で記載する猶は既往歷では外來損傷即ち酒精、鉛中毒、頭部損傷、徵毒及び其他の傳染病等が重要である勿論これ等は原因が顯著なる精神障礙を惹起した場合なれば其診斷も亦容易であるか否らざる場合では困難である併し變質者に在つては身體及び精神の抵抗力が減弱して居ると云ふ點から考へ如上の諸原因は一層價値あるものと見做すことが出來る殊に小兒、期破瓜期の如き未だ精神の發育時期に於て作用したる場合では左樣である

（二五一）色情的犯罪者 E. willkn 色情と犯罪との關係を說明せんとす犯罪の動機及び目的が直接に色情的なるものは勿論苟くも犯罪行爲が色情界に些の根底でも有するものは悉く色情的犯罪であるといひ、又實地裁判上猥褻行爲の判決の際に各犯罪者に固有なる色慾の本體と種類に就きて十分注意されないことを遺憾として居る著者は初め色情の一般生物學機轉を述べて居るが其所論中往々眞僞不確なる報告を基礎として居る點を認たる例へば小兒の色情につきてフロイドの說を其儘採用したる如きは實際色情に關する想像的判斷は少しく深入りすれど多くは客觀を離るゝ者であるとしても著者の爲に惜まざるを得ない色情心理學及び特性學 Sexualley chologie und charac, Kurologie の章へヴントの說に從つて心理學的意見を述べてあるが此中には屢々不確の議論を見受ける例へば「色情を離れた

る人類は愉快にして幸福なる人類に非ず」「旺盛なる性慾と、これに相應する強健なる意思とは人生をして意味あらしむるものなり」などの言ばそれである著者はエルサに對するローヘングクンの愛を「サヂスムス的に解釋せんとした樣に見るが果して然らば著者がフロイドカを得たるところは惡影響であつたと思はざるを得ぬ更に著者は概念聯合、暗摸、擬慾等の概念を色情にも用ひて犯罪の實例を以て說明して居る次ぎに色慾異常篇に於ては心理學者にとりては格別新しい事柄は見ゑぬが此篇に於てもフロイドの說を過信した傾向が見ゑる色情病理總論に次いで獸姦的或は虐待姦淫的の基礎を有する犯罪について明了に說明してあるが其例證が實際に色情的の基礎を有するか否かを此に深く論ずる餘地がない要するに著者の論ずる所は多くの點に於て贊成し難いのみならず反對すべき點もあるが、たゞ色情的犯罪といふ問題に對する著者の熱心が此著をなさしむるに至つたことは明らかである從つて吾人は一層痛切に著者がフロイドの說を妄信したることを悲しみ同時にまた速かにフロイドの說の誤まれる點を世に明らかにするの必要を感ずるのである

（二五二）自殺に就きて Hiibner 著者は心理學者の見地よりして特に自殺の動機によつて自殺者の精神狀況を知ることにつきて興味ある研究をなした總計四十例の中五例は著者自ら鑑定したもの其他は著者の同業者から委托されたのを取り調べたものである特に重要なるは負傷の時から自殺するに至るまでに要する時間が各例によつて甚だしき長短の差あることで即ち數秒より十五年に亘つて居る此篇を通讀するに現代の心理學上の觀察と人道的感想とを融和せしめんとしたる著者の努力が全卷を通して表はれて居る著者は自分の觀察とガウプ、ステルツヘル兩氏の統計を引用して次の如く論して居る即ち自殺者の殆んど全數に於て少なくとも病的不快、病的刺戟性位を認めぬ場合はない然るに鑑定醫又は官吏は屢々病症を輕忽に付して事實を冷靜に觀察せず初から詐病を發見する時の如き態度を以て事件に對する傾向があることに沈鬱をまぬとする病症に對するときに於て此傾向が甚しい故に斯かる際には心理學者に非ざれば公平なる鑑定醫たることは出來ぬと更に著者は法律の關係上必要なることゝして負傷の直後に自殺する場合は甚だ稀であつて多くは初め負傷によつて精神障礙を蒙り或は以前よりあつた精神症狀を一層惡しくし一定時の後自殺するに至るものであると云ふて居る著者は自己の觀察より得たる結論を五章に分つて居る、これは主として同業者、裁判所立法局に係る事柄であるが最後に刑法立案に際しては只精神障礙のみを證明することを禁じて寧ろ自殺が直接に負傷の結果として來つたものであるか或は間接に負傷と關係したものであるかを證明することを主眼とすべきであるといふて居る更に著者は常に熟煉せる病理學者をして死體解剖を行はしめて其の腦髓は心理學者の研究に附することを切望して居る

（二五三）欺瞞の分類 Ferrjani Minderjährige verbrecher.

虛欺を云ふは既に犯罪に至るべき素質あるものと見るべく虛欺は實に幼年者に於て注意せざるべからざるものゝ一なり而して虛欺も其依つて來る所には種々ありと云ふべく大別して次の九種あり

一、本能及び精神虛弱より虛欺を云ふもの
二、自分を辨護する爲めに虛欺を云ふもの
三、自尊心及び自愛心より虛欺を云ふもの
四、摸倣衝動より虛欺を云ふもの
五、利己心より虛欺を云ふもの
六、嫉妬、猜疑、復讐より虛欺を云ふもの
七、妄想より虛欺を云ふもの
八、怠惰より虛欺を云ふもの
九、義氣より虛欺を云ふもの

八歳已下の犯罪少年に就き上の區別により其虚言の分類をなせし一は四七二、二は四〇一、三は三六一、四は二三一、五は三八七、六は一九五、七は四八八、八は三七〇、九は二九と云ふ割合なることを發見せり

（二五四）　**耻辱心の缺乏**　Ferrani. Minderjährige verbrecher.

道徳的感情の缺陷をなすに其主なるものは耻辱心のなきことなり耻辱心なきが爲めに習慣を破り家庭の秩序を亂すこと甚た多しと云ふべし殊に幼年犯罪者に於ては此種のもの多しとす而して之には便宜上次の四種ありと見らる

一、全く耻辱心なき兒童

二、僅に耻辱心を有せる兒童

三、虚欺なる耻辱心を有せる兒童

四、腐敗せる圍繞も其本能的の耻辱心を減却すること能はざりし者

此分類に依つて不良少年を調査したるに左の如き結果を得たり

	八乃至十歳	一〇乃至十二歳	一二乃至十六歳	一六乃至二十歳	計
一、	二〇	一七	一五	一五	六七
二、	三	八	四	八	二三
三、	一一	一二	一五	三七	七五
四、	一	一	二	四	七

特に此耻辱心の缺乏は若き女の犯罪者に於て最も著しきものとす耻辱心なきは明に先天的の賣春婦なり

統計

明治四十四年六月末日現在々監人員表（△ハ減）

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
刑事被告人	四、七六四	三二一	五、〇八五	五、三〇二	五、九八二 △	二一七 △	八九七
受刑者	六一、九八四	三、六三三	六五、六一七	六六、二二〇	六五、四三五 △	六〇三	一八二
勞役場留置者	一、二七一	一五二	一、四二三	一、一九一	一、五四三	二三二 △	一二〇
懲治人	七	一	八	八	三五四	〇 △	三四六
携帯兒	四三	四四	八七	七八	八六	九	一
總計（監獄	六七、二八〇	四、〇〇二	七一、二八二	七一、八七八	七二、四四九 △	五九六 △	一、一六七
總計（警察署留置場	七八九	一四九	九三八	九二一	九五一	一七 △	一三
總計	六八、〇六九	四、一五一	七二、二二〇	七二、七九九	七三、四〇〇 △	五七九 △	一、一八〇

備考　内朝鮮人刑事被告人男　人、受刑者男四四人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

	刑事被告人	受刑者	計
清國男	九	四一	五〇
英吉利男	二	一	三
北米合衆國男	三	一	四
佛蘭西男	一	一	二
露西亞男	一	四	五
丁抹男	一	一	二

明治四十四年六月末日現在受刑者罪名表（△ハ減）

罪名	男女計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	減 前年比較	本月中ノ新受刑者	増減 前月比較
竊盜	二七、五五八	一、三四三	二八、九〇一	二九、〇四五	二八、四八六	△一四四	四一五	一、六七四	△一七三
強盜	三、五一五	一一	三、五二六	三、五二三	三、六八〇	三△	一五四	四七	△ 六
賭博及ヒ富籤	五、二九四	二〇一	五、四九五	五、九一七	六、二八八	△四二二	七九三	六六九	△二二〇
詐欺及ヒ恐喝	七、六七一	二六七	七、九三八	七、八八三	七、二九九	五五	六三九	△五五
橫領	三、三一一	八五	三、三九六	三、四一二	二、八八九	△一六	五〇七	三八五	△四八
贓物ニ關スル	八九七	一一三	一、〇一〇	一、〇〇一	一、〇三八	九△	二八	一二一	一一
毀棄及ヒ隱匿	一一五	一	一一五	一一一	一三二△	六△	一七	一一△	一一
通貨偽造	五四七	九	五五六	五六七	六一二△	一一△	五六	六△	一六
文書、有價證券偽造	二、二〇六	六四	二、二七〇	二、二八九	二、一八七△	一九	八三	一六八△	五一
印章偽造	三五七	一	三五八	三六九	三五二△	一一△	一六七	一六	五
偽證及ヒ誣告	一八九	七	一九六	一九三	二〇七	三△	一一	三三	三
瀆職	一二二	一	一二三	一八	九一	五	三二	二三	六
猥褻姦淫及ヒ重婚	四二一	二七	四四八	四四六	四二一	二七	二七	二二△	七
傷害	二、三二二	四七	二、三六九	二、三六一	二、七一四	八△	三四五	二〇六△	二七
殺人	二、八九五	二七四	三、一六九	三、一七七	三、二〇四△	八△	三五	五八△	一〇
嬰兒殺	二九七	七四	三七一	三七三	三七八△	二△	七	九△	六

罪名	男女計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	減 前年比較	本月中ノ新受刑者	増減 前月比較
逮捕及ヒ監禁	三一	三	三四	三四	三三	〇	一	一△	二
脅迫	五二	一二八	一八〇	一七四	一五一	六	二九	三七	一三
公務執行妨害	一四五	三	一四八	一六五	一二五△	一七	二三	二〇△	一
逃走、犯人藏匿及ヒ證據湮滅	五九	二	六一	五七	五五	四	六	七△	二
騷擾	一一四	七	一二一	一〇三	六五	一八	五六	八	八
放火	一、九一三	四五九	二、三七二	二、三七六	二、三九二△	四△	二〇	六三	一四
住居ヲ侵ス	一八四	三	一八七	一七五	一四三	一一	四四	二六	六
暴取及ヒ誘拐	一四一	二二	一六三	一六五	一五五△	二	八	一〇	三
陸海軍刑法	八二	一	八二	八二	八一	〇	一	九△	三
諸森林法	四六七	三	四七〇	四八二	五四△	一二△	八四	二
規徵兵令	六五	一	六六	四六	三四	二〇	三二	二七	八
郵便及ヒ電信法	七三	一	七四	八〇	七五△	六△	一	八△	三
則 警察犯處罰令	七一九	二二二	九四一	一、〇〇〇	九七一△	五九△	三〇	三、〇七一	△二八三
以上列記以外ノ刑法	四四五	三二	四七七	四八八	四五〇△	一一	二七	六〇四	二七
犯及ヒ諸規則違犯罪	六一、九八四	三、六三三	六五、六一七	六六、二二二	六五、四三五△	六〇五	一八二	八、〇六〇	△八一八
總計									

明治四十四年六月末日現在在監人員監獄別表（△は減）

監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
東京	八五三	八九四	五四	一	一	一、八一二
市谷	一	一、一〇七	一	一	一	一、一〇七
巢鴨	一	二、七九八	一	一	一	二、七九八
橫濱	一三六	一、八七五	一六	三	三	二、〇三三
關						

| 區 | | |

	函館	札幌	釧路	網走	樺戸	十勝	監獄	留置場	計	増（前月ニ比シ）	減（前年ニ比シ）
北海道	五三	一四一	一	二	一	三二	四、九八九	九六	五、〇八五	△二一七	△八九七
沖縄	九										

	函館	札幌	釧路	網走	樺戸	十勝	監獄	留置場	計	増（前月ニ比シ）	減（前年ニ比シ）
北海道	四四一	八三四	一、三二一	一、四〇八	八八二	一、三三七	六四、七九七	八二〇	六五、六一七	△六〇三	一八二
沖縄	二二	二	一三	一	二	二	一、四〇一	二二	一、四二三	二三二	△一二〇

	函館	札幌	釧路	網走	樺戸	十勝	監獄	留置場	計	増（前月ニ比シ）	減（前年ニ比シ）
北海道	四七三	八八九	一、四八一	一、四〇八	八八四	一、三七一	七一、二八二	九三八	七二、二二〇	△五七九	△一、一八〇
沖縄	一	一	一	一	一	一	八七	一	八七	九	一

救護事業

○群馬縣出獄人保護成績

前橋監獄報

我が群馬縣に於ける出獄人保護の方法に就ては既に再三本誌を介して報道したから讀者諸君の承知せらるゝことゝ思ふが、此際本年上半期に於ける保護の成績を報告したいと思ふ、而して本調査は本縣出獄人保護規程に依り所轄警察署長の報告に基さたるものであつて其成績漸次良好を奏しつゝあるは最も喜ぶべき現象にして、要するに縣下各郡市に設立せる各宗教家の經營に係る保護團體の盡力不尠結果と信ずるのである、即ち本年上半期に於ける保護の成績に付概括的說明すれは左記の通りである。

一　本年上半期に於て保護に付したる人員男女合計五百四十六人にして之に前年より越人員千百六十三人を合計するときは千七百九人にして其内同期間に於て保護を解き若くは保護を脫したる者三百六十八人（内二百一人は正業に就き保護を解除したるものなり）なるを以て差引千三百四十一人（内男千二百八十人女六十一人）は本年六月末に於ける現在保護中の者にして其成績を内譯すれは左の通りである

一　現在保護中の者　千三百四十一人

内

職業を有する者　千二百八人
- 改悛の狀ある者　五百〇五人
- 稍改悛の狀ある者　四百五十六人
- 改悛の狀難認者　三百二十一人

職業を有せさる者　五十九人
- 改悛の狀ある者　十七人
- 稍改悛の狀ある者　十二人
- 改悛の狀難認者　十人

又更に改悛の有無別に依て再揭すれば

- 改悛の狀ある者　五百二十二人
- 稍改悛の狀ある者　四百六十八人
- 改悛の狀難認者　三百五十一人

今之を狀悛の有無別に付百分比例を算出すると

きは

改悛の狀ある者　三十八人九分
稍改悛の狀ある者　三十四人九分
改悛の狀難認者　二十六人二分

の割合となれり、尙は此他に前揭せる如く二百

○一人は全く正業に就き保護を解きたるものな

るを以て之を見るも其成績の顯著なるを想像するに足ること、信ずるのである。

尙は明治四十二年二月群馬縣會出獄人保護規程實施以來の保護成績を調査すれば左の通りである。

出獄人保護成績表（出獄人保護規程實施以降）　前橋監獄調査

類別	期間	入				出							現在保護中ノ者								戒飭ヲ加ヘタル者
		越入員			計	正業ニ就キ保護ヲ解キタル者	他管ヘ轉住	縣内他府縣ヘ出獄ノ通知ヲ受ケ後行方不明ノ者	歸着再入	死亡	計		職業ヲ有スル者				職業ヲ有セサル者				
			他管ヨリ轉入	縣内他府縣ヨリ出獄ノ通知ヲ受ケタル出獄人									改悛稍改ノ狀アル者	改悛ノ狀認メ難キ者	稍改悛ノ狀認メアル者	改悛ノ狀認メ難キ者	改悛稍改ノ狀アル者	改悛ノ狀認メ難キ者	稍改悛ノ狀認メアル者	改悛ノ狀認メ難キ者	
四十二年	自一月至六月	……																			
	自七月至十二月	男	一八	九	一九	一一	二	一	一	一	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	同	女	一		一																
	計		一九	九	二〇	一一	二	一	一	一	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十三年	自一月至六月	同	四	一	五	四			一		五										
	自七月至十二月	同	一		一																
	計	同	五	一	六	四			一		五										
四十四年	自一月至六月	同	一		一																
	自七月至十二月	同	……																		
	計	同	一		一																
合計			二五	一〇	三五	一五	二	一	二	一	二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

○熊本縣保護事業近狀

熊本監獄報

本年五月熊本縣知事より出獄人保護規程を發布せられたるも保護事業は宗教家にも至大の關係あるを以て差當り同監獄教誨師の屬する大谷派本願寺教學部長に宛て同派の門末に指示せられたしとの希望を通したるに同部長よりは出獄人保護に就ては屢訓示する所ありたるも猶充分の効果を奏せざるは遺憾とする所にして此際更に其意を傳ふるは時機に適したるものなりとて全國末寺に訓示し殊に熊本縣地方教務所管事へ論達の徹底を謀りたしと通告したり又典獄は右保護規程に依り保護すべきものと認めたる出獄人は九州滊船の乘船賃を半減せしめんとて九州滊船會社に交渉したるに同社にても快諾し實行手續をも申越したりと云ふ數學部長の論達及乘船賃割引に關する證明左の如し

（教學部長大谷瑩亮氏論達文）

不貞の徒を感化し無告の民を救濟するは仁慈博愛の金言に應し本宗素の當繩に務むへき所にして從前既に實行着手の向も尠からざるとも設備未だ遍れからず事業尙幼稚にして意を滿たすに足らず然るに近時社會の進運に伴ひ愈認諸に付すべからざるを覺ふたに二月畏くも

陛下内帑を發きて救恤の資を賜ひ當路に命して實施を促し給ふに遇ひ我　法主殿下垂示を下して率由する所を誨へ給へり一派の緇素此際奚然座視せず斯業の爲めに心身を役するの覺悟なかるを可らず

抑感化救濟の事業一にして足らず其施設の方法同じからずと雖僧侶は淨財に衣食し清貧に安んじ多大の資本を要する事業は着手に困難なるべしと雖も名自身を以て事に當り簡易の方法を講し資本を要せざる手段に依り適宜の施設を開始し外は以て聖旨に奉答し内は以て教義を遵守するの覺悟なかるべからず就中出獄人保護の如きは特殊の設備を要せずして實行し難きに非ず本山に於て多年監獄教誨の途を開き多數の布教使を勞し多額の經費を投しつゝあるも充分の効果を收むるを得

さるは出獄後保護感化の宜しきを得ざらに由るなしとせず一派僧侶は能く此等の事情を參酌し各地當該官吏等と戮力し以て實行に着付せうるでし

（乘船割引證）

（前略）出獄人保護法に依る出獄人に限り九州滊船會社各航路半額運賃該判の件に今回長崎へ出頭御示の趣希望を述へ候處幸に了諾を得候間左記の通り御印刷の上本社へ御送付相成候へば本社に押印の上賃署へ差廻し置可申との義に候條至急御手數相成度右得貴意申候也（九州滊船代理店）

（表面）

第　號　自三角線路
　　至
乘船割引證　熊本監獄
出獄人
明治四十年　月　日

……三寸五分……

本證便用期限ハ記載ノ日ヨリ五日間トス

（裏面）

此證券ヲ以テ九州滊船株式會社ニ乘込ム者ハ通常運賃ノ半額ヲ支拂フコトヲ得

此證券ハ九州滊船株式會社乘船券發賣所ニ於テ賃金ト共ニ相渡スヘシ

此證券ハ他人ニ讓リ渡ス事ヲ禁ス

此證券事故アリテ不用トナルトキハ熊本監獄又ハ九州滊船株式會社各地代理店ヘ其理由ヲ述ヘ還付スヘシ

○佐賀縣の保護規程

佐賀監獄報

長谷川典獄より交渉を重ねつゝありし佐賀縣出獄人保護規程は本月十五日左の通り發表せられたり

佐賀縣訓令第八百六十四號

出獄人保護規程左ノ通相定ム

明治四十四年八月十五日

佐賀縣知事　西村隆興夫

郡役所
警察署
警察分署
市役所
町村役場

救護事業

（三七）

第一條　出獄人保護規程

警察署長警察分署長ハ典獄ヨリ監獄法施行規則第百六十九條ノ通報ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ他ノ出獄人ニシテ保護ノ必要アリト認メタルトキハ市町村長ニ通知シ相協力シテ出獄人ヲシテ自營ノ道ヲ講シ善行ヲ保タシムルコトニ努ムヘシ

第二條　市町村長警察署長及警察分署長ハ其ノ市町村ニ於ケル教育衛生等ノ講話其ノ他公衆會合ノ際會ヲ利用シ出獄人ノ保護ニ關シ世人ノ同情又ハ注意ヲ喚起スルコトニ努ムヘシ

第三條　警察署長警察分署長及市町村長ハ常ニ被保護者ノ行狀竝生活狀態ニ注意シ荒怠不良ノ行爲アリト認ムルトキハ嚴重戒飭ヲ加フヘシ

未成年ノ被保護者ニ付テハ保護上特ニ注意ヲ加フルヲ要ス

第四條　市町村長ハ被保護者ニシテ居所又ハ職業ナキ者ニハ之ヲ周旋シ又ハ適當ノ者ヲシテ周旋ヲ爲サシメ又其ノ部內公共ノ勞役ニハ可成被保護者ヲシテ使用スル等其ノ保護ヲ周到ナラシムヘシ

警察署長警察分署長ハ前項ノ場合ニ於テハ之ニ助力スヘシ

第五條　警察署長警察分署長及市町村長ハ協議ノ上被保護者ノ保護監督ニ關シ部內ノ區長親族故舊出獄人保護事業ニ從事スル者神職僧侶教師其ノ他適當ナル者ニ其ノ保護監督ヲ囑托スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ保護者ヨリ其ノ保護ニ關スル狀況ヲ一箇月每ニ報告セシムヘシ

第六條　市町村長ハ監獄ヨリ被保護者ニ對スル所持金ノ送致ヲ受ケタルトキ又ハ勞働賞金ノ殘餘アルトキハ可成之ヲ銀行郵便局等ニ預ケ入レシメ其ノ預金通帳ヲ保管シ濫費ヲ制スルト共ニ利殖ノ觀念ヲ誘起セシムヘシ

本人及家族ノ生活費ヲ支辨シ殘存セル所得金ニ付亦同シ

第五條ニ據リ特ニ保護者ニ囑托シタル場合ハ前二項ノ規定ハ保護者ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第七條　市町村長ハ被保護者ヨリ前條貯金ノ引者方請求アリタルトキハ其ノ事情ヲ調査シ已ムヲ得サル場合ノ外可成其ノ引出ヲ爲サシメサル樣注意スヘシ

第八條　警察署長警察分署長及市町村長ハ第一號樣式ノ被保護者名簿ヲ調製シ保護ニ關スル事項ヲ登錄スヘシ

第九條　警察署長警察分署長ハ平素被保護者ノ行動ヲ視察シ每月末其ノ狀況ヲ名簿ニ記入シ一面市町村長ニ通知スヘシ

市町村長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ名簿ニ記入スルヲ要ス

第十條　被保護者其ノ住所ヲ移轉シタルトキハ當該警察署長警察分署長ハ移轉先警察署長警察分署長ニ當該市町村長ハ移轉先市町村長ニ其ノ被保護者名簿ヲ送付スヘシ

前項送付ヲ受ケタル署長及市町村長ハ本規程ニ據リ保護監督ヲ爲スヘシ

被保護者ノ他府縣ニ移轉スルトキハ當該警察署長警察分署長ハ其ノ旨ヲ移轉先警察官署ニ通報シ同時ニ被保護者名簿ヲ送付スヘシ

第十一條　郡長ハ被保護者ニ對シ間接保護ノ任ニ當リ町村長ヲ監督スヘシ

第十二條　警察署長警察分署長ハ每年六月十二月ノ二回被保護者

ニ關スル成績ヲ調査シ第二號樣式ニ依リ翌月二十日限リ知事ニ報告スヘシ但シ被保護者ノ行狀ニ關シ顯著ナル事實アルトキハ其ノ都度報告スルヲ要ス

前項ノ報告ハ同時ニ謄本ヲ作リ保護ニ關スル通報ヲ爲シタル典獄ニ之ヲ送付スヘシ

第十三條　被保護者ニ對シ警察署長警察分署長又ハ市町村長ニ於テ其ノ保護ヲ要セスト認ムルニ至リタルトキ及六箇月以上居所不明ナルトキハ協議ノ上其ノ保護ヲ解除スヘシ

第一號樣式

本籍住所氏名年齡	家族
名籍登錄年月日	親族關係
出監年月日及其ノ監獄名	出監當時ノ所持金
罪名及刑期	保護スヘキ要點
犯罪地	性質
犯罪ノ動機及概況	敎育程度及技能
在監中ノ行狀	入監前ノ職業
保護ノ方法及被保護者ノ行動其ノ他ノ狀況ハ本欄ニ記入スヘシ	保護引受者
入監中從事シタル重ナル職業	前科ノ罪名及刑名刑期
備考	

第二號樣式

出獄人保護成績表（其ノ一）　年　月　日

罪名	本年中出獄人員	本年中出現在出獄人員	本年中出獄ヨリ管外逃亡ノ復歸ニ	本年中出獄ヨリ管外逃亡ノ死亡	本年中入監保護人員	本年中解除人員
竊盜	男					
	女					
詐欺	男					
	女					
………	男					
	女					
計	男					
	女					

出獄人保護成績表（其ノ二）　年　月　日

職業	改悛ノ情アルモノ	改悛ノ情ナキモノ
男		
女		

農業	男	
	女	
工業	男	
	女	
商業	男	
	女	
勞働	男	
	女	
雜業	男	
	女	
………	男	
	女	
無職	男	
	女	
計	男	
	女	

備考　郡市長、警察署長分署長又ハ町村長ニ於テ職業ヲ紹介シタルモノアルトキハ相當欄ニ朱記スルモノトス

雜錄

東北紀行（附たり雜感）（其二）

豐野生

七月十七日秋田、山形、宇都宮の三監巡視すべく上野驛を出發することになつた、微雨の眞最中で既に出發前も天候險惡一天墨を流すが如く今や驟雨沛然と襲ひ來る光景を顯はして居る幸に汽車に乘込む迄は無難であつたが大宮邊を過ぐる頃は滿天愈暗黑豪雨頻りに車窓を拍つて居る車室は殆んど滿員の姿で仲々體軀を横たへる餘澤抔は許さないから枕に空氣を吹き込む手數もなかつた、そうかと思ふと炭俵大たる雜嚢は無遠慮に客席を占領して居る而して乘客の大多數否殆んど全部が苟も秋田山形邊の限地紳士であることは其言語に依つて大概判斷は誤らない積りである、中には耳を刺すが如き奇聲を振ひ終夜能く談し能く飮み續けて居る豪傑も五七人は慥かに居つたから車內自ら騷

然人心惕々たる有樣で一寸の居睡りも許さない、東北線の客車は東海線杯で「サンザン」使ひ果した舊式なる古物を流用して居るから不潔で粗末で其上總ての設備が不充分であると批難する者がある、尤且つ速力が遲鈍である、そうして汽車賃は東海道線杯と別に差額もないから公平を缺く耳ならず隨分東北人士を輕蔑した處置で東北人は常に虐待を受けつゝあると憤慨して居る者もある果して事實なりとせば吾々東北人は大に覺醒し大に奮勵して自ら東北振興策を企畫せざるべからず杯と思ふと車中餘り愉快な感じもしないが彼等限地紳士は何んと考へて居るかそんな事には一向無頓着な風で飲み且つ談し多々益辨して居るが多少彼等の駄辨に釣り込まれて獨り興に入つて居つた。元來東北線は東海若くは山陽の如く山海の風景を併せ得ることは駄目だが併し若しも日中天氣晴朗の時宇都宮附近より車中北に向ひ左に倚て座し車窓を開きて眼を半空に放つときは日光の山那須の嶺或は高く、或は低く、又或は近く、或は遠く、隱現出沒吾を迎ふるに似て又吾を送るが如く、雄壯の景、絶大の風、益加り心神自ら爽快を覺ゆ少しも旅情を飽かしめないが天帝吾れに幸せず、暗澹たる天地何等心目を愚むるものがないから惰氣益加り睡魔頻りに襲ひ來りて白河の關、車中自ら夜船を漕ぎて夢寐の間黎明の頃稍やく汽車は福島に着いたのである、早曉伊藤君を始め僚友諸氏の遠く來りて迎へられたる厚意を感謝し五分間語を交えて袖を分つた、汽車は此れより西の方吾が生れ故郷米澤に向つて奔り愈不愉快極まる「トンネル」旅行と變化するのである、赤岩庭阪間は昨年八月の暴風雨で「トンネル」を破壞し汽車の聯絡が絶へて居つて「トンネル」内約八丁許徒歩の厄介がある が思つたより樂に通り過すことを得た、破壞「トンネル」は修理の見込なし迚無慘にも放棄せられ今は遙かに溪澗を隔つる千仞の懸崖を開鑿して新らたに線路を造つて居る何れ遠らざる内に竣工して汽車全通の便を得る筈と云つて居る、細雨は依然疎々と降り雲霧山河を蔽ふて陰々漠々爲に板谷峠の絶景を望むの便を缺き唯樹木鬱蒼たる溯底、微かに水聲の洶湧たるを聞く耳で甚だ無聊に苦んだ、汽車は幾多の「トンネル」を貫通して翌午前七時半吾鄉里米澤驛に着たが歸途に立寄る爲め空しく通り過ぎるのである「プラットホーム」には大石君を始め多數舊友諸氏の出迎を受けて久濶を叙した、偶々伊集院君が靜岡に轉任の命に接せられ告別の爲め米澤に出張せられた趣で其歸途に會し山形まで同車にて山形市火災後の狀況本分監の模樣杯詳細に拜聞することが出來た、米澤を發すると同時に宿雨全く霽れて滿天雲を拂ひ最も思出深き故鄉の山岳は依然として舊の如く吾が爲に雄姿を顯はし吾を迎ひ吾を送るものゝ如く何んとなく懷舊の情に耐へなかつたか、凡そ永く異鄉に在て偶々鄉里の地を踏み其風物に接したるとき程愉快なことはないと思ふ、山形驛では停車十分の間出迎呉れたる僚友諸氏を始め親族等と打語り伊集院君と別れたが同車した限地紳士の大半は何んの幸か下車して呉れたので座席は優に寢臺として占領することが出來たが秋田市迄は前途猶程が遠い、實は山形市以東は初めての旅行であるけれども前夜の安眠不足を取返す必要を感めたので山形

發車と同時に急に息を切つて枕に空氣を吹込んだ有樣で惜ひことには途中の風物は夢にも見ることが出來なかつた、汽車は用捨なく又異變なく進行を續けて午後の三時半秋田驛に到着した、願みれば上野驛より行程三百五十四哩、費ず處の時間は僅かに十九時一時間に十八哩強を疾走した譯で文明の利器も茲に至て難有いものである、速力遲鈍なりとして不平抔を起す如きは少し罰が當る心地もする、停車場には江澤君を始め僚友諸氏に迎へられて石橋だるま旅館の奥二階に疲れたる痛せ體軀を橫へることを得たのである。

秋田市は篤佐竹侯の城地にして日本海を距る丶約一里半、廣袤は東西二十丁南北十丁戶數七千五百人口三萬七千を有し市街殷賑にして縣の首腦地たるに耻かしくない、雄物川の巨流は市の西南を流れ旭川の清流は市の中央を貫き、沿岸風致に富み市中に平田篤胤の墓がある、千秋園は縣の公園にして秋田城趾の本丸二の丸の帶廓を範圍とし規模廣大園内古樹蒼然として翠色滴るが如く猶且つ遠景近勝を一幅の間に收め風光極めて絶好、設備又

完美、東北第一の公園と稱して居るが蓋し過稱にあらずと思つた。

秋田監獄は三日間に亘りて拜見した典獄を始め職員諸氏が非常なる便宜を與へられたる爲め最も詳細に拜見することが出來た、監獄は市の中心を距るゝこと約十八丁、市街地の外にして土地高燥殆んど申分のない地位を占めて居る、四十一年建築事業開始以來職員諸氏が日夜拮据黽勉建築の爲め盡瘁せられたる勤勞は深く多とすべきである、同時に慘澹たる其苦心に對しては大に同情を表さゝるを得ない、廳舍を始め周圍の煉瓦塀懲役監、倉庫、炊事場、浴場抔其主たる建物は既に竣工を告けて居る、目下建築中に係るものは拘置監、女監、病監等であつて此れも本年度内には總て竣工の決心で必死に督勵を加へて居ると典獄は云つて居られた、建築上の成績如何は吾々素人の容易に判斷することが出來ぬ只一見した所では建物の配置は殆んど申分がない樣に見た其上質素で堅牢で千葉の如き乃至は奈良の如き妙な、いやな裝飾抔は少しも加へてないから何んとなく壯嚴にして如何にも監獄らしく見受けた、唯廳舍は煉瓦造の上に亞鉛板が乘せてあるから何んとなく不釣合で外觀上の體裁も甚だ妙でない、其上將來不經濟であると思ふそれも費用不足とあれば致方もないが典獄は瓦葺にする丈の金位は融通の出來ない程でもなかつたが某專門技師の設計だから已むを得なかつたと云つて居られた、而して建築費は何程を要するかと云へば僅々十八萬五千圓を以て比較的完全の新築監獄を得た譯で典獄及各看守長の官舍の如き美しい程立派に出來て居るが畢竟煉瓦は格別低廉に燒き上げたのと其上秋田は木材の產地丈で他の地方に比すれば木材の價額も格外安價なるが爲め如此成績を得ることが出來たのは勿論であるが、又一つには典獄以下建築に從事の諸氏は其事業に就ては非常なる研究を盡されたもので萬事經濟的に極めて些細なる點にまで注意を拂ひ、廢物は最も巧妙に利用の途を講じたる其苦心の形跡は能く實際の上に現れて居る此等の事は建築上尠なからざる効果で大に學ぶべき必要ありと思つた兎に角東京以東第一等の新築監獄が出來たが監獄の

みではない普通一般の建物に於ても又東北有數の建築物で竣工の上は裕に八百人以上を收容することが出來ると思ふ、最近吾國に於て新築せられたる長崎の如き奈良、千葉の如き、秋田の建築費に比すれば殆んど其倍額を要して居るが其實質は如何であろうか詳細に比較して見たい心地もする。

建築中は何れの監獄に於ても事業の進行に汲々たる餘り規律は知らず識らずの間に弛緩に陷り易ひ、それに囚徒を各所に散在せしめざるを得ぬから自ら戒護力の充實を缺き從て頻々逃走の失體を演ずることになる、耳ならず一旦足を建築場に入れ彼等の「エンヤラサー」の聲を聽くときは建築に囚徒を用ゆることは行刑上決して策の得たるものにあらずと云ふ感を起さゝるを得ぬが秋田監獄は建築開始以來四十年十月に一人四十一年五月に一人の逃走者を出したが何れも即時に逮捕せられ爾來幸に逃走の失體はない、唯規律は多少緩漫に流れたる傾向なきにあらざるへきも建築は漸次に竣工を告け且つ一面に於て既に普通作業を開始したる今日に在ては一般の規律は專ら緊縮に努めつゝあると典獄は申して居られた

秋田監獄の看守長は比較的に適才を得て而して能く之を適所に用ひてある樣に思ふ、江澤典獄は有名なる綴密家で建築事務は勿論重要なる事務は大概自ら處理せらるゝから如何なる事を御尋ねしても主任を招くとか課長を呼ぶ杯と云ふことは殆んどない、些細なる事まで自ら説明せらるゝのは感服したが部下は用捨なく假借なく殆んど酷使同然だと云つて居られたから部下は隨分困る場合が多かろふが其代り功績は都て之を部下に歸し過失は一切之を己れに負ふ決心で能く部下を信じ部下を愛して居られるから部下は典獄に心服し分身同體協力一致典獄の手足となつて各其責任を重じ樂んで其職に從ふ有樣は慥かに秋田監獄の一特色である、世間には部下より毛蟲の樣に嫌はれて居る上官があるかも知れぬが其れとは雲泥の相違であると思つた、又江澤典獄は部下は一分間たりとも無益には使用せぬ、なるべく活して使ふ樣に深く注意をして居ると云つて居られた、建築中は格別であろふが平常は執務時間杯は餘程正確に守つて居

らるゝ樣である、世間には「だらしのない」執務をやつて居る向もないでもない臨時發生の事務を別として此暑中に毎日點燈時過ぎても猶やつて居る、常務丈のことなれば普通の手腕ある以上は其日の事務は執務時間以内に於て處理は出來へき筈であるのに毎日點燈時過ぎ迄やつて居るのは精勵と云へは精勵かも知らぬが、どう云ふものか、そんな場所に限つて必ず碌な成績は擧つて居らない、ある官廳で上官は大概點燈時過ぎまで居るから部下の者は退散することか出來ぬ、頻りに空腹を訴へてくる、體量は次第に減してくる、たまり切れすして、そつと上官は何事をして居るか其室をのぞき込むと豈に圖らんや私信認め最中であつたので部下の者も舌を巻いて呆れ果てたと云ふ奇談も聞いたことがある、兎に角退散時間か點燈時を過ぐる習慣があると午後の三時を過くる頃より下僚は實際無聊に苦むから總て事務は大凡そ時間に割當てられ切盛りせられ悠々閑々時計を睨んで雑話に耽ける許りではない電燈料、採暖燃料の費用にも少なからざる影響をする差引勘定をするときは其得喪果して如何ん、官廳には執務の時間に制限がある急務は別として普通の場合はなるべく時間は規律的に確守し一分間たりとも下僚をして無聊に苦しませぬ樣又空費せしめぬ樣に活して使ひたいものと思ふ。上杉鷹山公が重臣に諭されたる言に曰く

『苟も人の上に立つ者は專ら人才を得るに勉め自ら政務の大體を總理し有司をして各其才能を盡さしむべく政の得失は人を用るに在り如何なる良法も人を得されば行はれず又人を得るも使ひ樣悪しければ其益なき人を活して使ふも又殺して使ふも老臣の取扱ひ如何に依るものなれば諸役人に對談の時は務て其心を勵ませ懇に其事を尋ね其意を盡さしめ人心を活し導くべし然れども唯言葉の花のみにては必ず人の信用薄く老臣の口上手の樣に思ふては大事なり花が咲かば必其實の成りてこそ花實兼備と申すべし又曰く下の上に物申す事は虎の口も同然なる由末々の役人は十か一二も言はぬものなれば老臣の耳に入るは僅かなるものなり故に老臣は下と智慧爭ひを爲さず其言道理にして他に支障なき事は取用ゆべし尤用ひ難き事は其子細を言ひ聞せ其人の心を失はす重ねて言はする樣に取扱ふべし又曰く老臣は瑣細の事は成るべく見ぬ振り聞かぬ振りこそ宜し智に悪む所は其鑿つ爲なり人の上に立つ者の職は只泰然として多く物言はず多く事を爲さず國家の全體四民の安寧を考へ治道の要務を把て是を行ふべし諺に粉糠世話、鍋の下僉約と云ふことあり或は抜かれまじ欺されまじと目の前はつすは誠に小量なる心遣ひなり斯る事は有司に任せて事足るべし』と千古の至言で大に味ふべき事と思つたから讀者諸君の參考の爲め茲に擧たのである。

大館分監には江澤君の同伴を煩した、途中有名なる八龍湖がある湖の絶勝は江洲琵琶湖に優り陸前の松島に超乘し共に奥北の名區と稱して居る秋田より北大久保、五城月、鹿渡各驛の間汽車は湖に沿ふて走り勝景旅客の目を娯ましむるに足るも恨むらくは車中湖の全景を總括する眺矚がない唯江澤君より詳細の說明を聞き非常に面白く通り過ぎた、昔佐竹候は富國安民の策として專ら森林の繁殖を勸奬ぜられたと云ふことを聞て居つたか成程

其遺德として秋田の山岳は眼界の及ぶ限り樹木鬱蒼として天に連らなり翠綠を滴らして居る其價額何千万圓なるや一寸知るべからずと云つて居る其上秋田縣下は地味肥沃にして、米穀穰々、都邑亦多く發達して居る、猶二十餘ヶ所の鑛山もあるから下層民の勞働に從ふ事業が澤山ある、森知事は秋田縣には貧民と名づくべき者は殆んどないと言て居られたか或は貧民はないかも知れぬ、併し相當に犯罪人のある所を以て見れば貧民がなくとも惰民は相應にあるかも知れぬ。

大館分監は停車場より約十一里を隔てたる町の東端で其地位も申分がない四十一年三月の開廳で敷地建物悉く町の寄附に依て建設せられたる新築分監で拘禁定員は五十人だが巡視當時在監者は僅に三十七人居つた、極めて小分監なるも勿論拘置監も、懲役監も、又女監もあつて小さいながらも一と通りの設備が付て居る、分監長以下職員諸氏は熱心に忠實に勉勵して居られるから事務も能く整理して居る、勿論本監でも又分監でも神にあらざる以上は多少の不備缺點は免かれないから各監の

巡視終了の上差支なき範圍に於て總括的に批評を加へ且つ所感を披瀝して讀者諸君の參考に供する積りである。

大館を距る約七里小坂鑛山あり本邦第一の鑛山で藤田組の經營に係り設備完全規模も又頗る宏大で參考として一見する價値があるから行けと云ふ勸誘を受けて江澤君を始め同勢五六人で出掛けた大館驛より小坂鑛山まで輕便鐵道がある約一時間半にして達することを得る、汽車は溪谷を絕ひ清流に沿ふて進み左右の峰巒互に相接し樹木森々幽邃なる風色は大に賞味するに足るも密林の巨木は往々赭色を帶びて立ち枯れて居る、小坂の鑛毒ではない全く煙毒の爲めで實に悲慘なる光景を呈して居る、聞く處に依れば其煙毒の害は實に二十里の遠きに及ぼし風の吹き回しに依て煤煙渦き來り一旦其藏ふ處とならば樹木は乍ち枯死して赭色に變化するが比較的に苦情のないのはより多くの利益があるからであると言て居る、江澤君は自分は秋田に十年間在住するが自分の頭顱も煙毒に罹りて毛髮の大半は御覽の如く失つた迚深く愁歎の意を漏されたが實に同情の念に耐へなつた、成程注意して見ると秋田縣には獨り江澤耳でない煙毒に浸されたと思ふ頭顱が目立つて多數の樣に思つた、中には簾月にも時々御目にかゝつた簾月に付て說明を聞くに耳邊に少々殘留の毛髮を稀薄に奇麗に且つ順序正しく一絲亂さずに禿頭になで付けてある之を上より瞰下するときは恰も簾を隔て月を眺むる趣があるから簾月と稱すると云て居る若し差支があらば御免を蒙るが司獄官の內には惜哉如斯趣味ある雅致な頭顱を所持して居る人を未だ發見せぬ、猶江澤君は將來秋田監獄に頭髮森々と密生せる大谷君の如き若くば印南君の樣な人を轉任せしむることは殘酷だから本省に於ても此邊に付ては大に慈悲を加へられて典獄交迭の場合には松山君の如き乃至は長谷川君の如く又は柿木原君の樣な免疫的の人を以て轉補せしめらるゝのは至當であると言て居れたが大に理由ありとして同感の意を表したのである。

○典獄會議期日未定

今春以來種々の都合にて延期したる典獄會議は九月中旬開催せらるゝ筈に聞及び居りしも未だ確定するに至らず或は十月に入らんかとも傳へらる

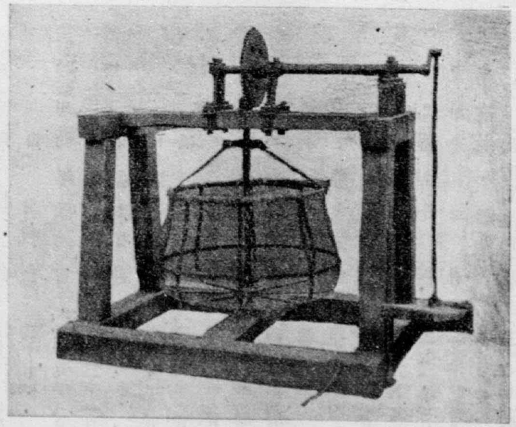
○國家醫學講習科開始

例年の通東京大學醫科大學內に設けある國家醫學講習科にては本年九月十日頃より授業を開始する筈にて監獄醫には無試驗入學を許さるゝことゝなりたるが先頃監獄局長より各監獄に對し入學希望の者は至急申出づる樣通牒あり左記の諸氏希望の旨通知ありたるを以て監獄局長より同學長靑山胤通氏へ回答したる由にて追て同學長より入學許可と共に開始時日等通知し來るべしと云

小菅監獄　加藤清　前橋監獄　內山清
浦和監獄　長岡兵藏　松江監獄　山內宗三
甲府監獄　竹內熙　大阪監獄　舟橋愛平
佐賀監獄　江頭鶴一

○搾水機の使用

監獄の如き多數の衣類を洗濯し乾燥するに付何等か簡易に且便利なる方法なきやと苦心せらるゝ向もありとの事なるが近頃巢鴨の藤澤典獄は洗濯したる衣類の水を搾る爲め圖の如き器械を案出したり此器械を使用するときは勞力と時間を節約すること少からざる由にて其方法は洗濯したる水浸しのまゝ襦袢なれば五



十枚を本機の中央に在る籃の中に入れ右の臺側に附しある踏板を踏めば之に接續せる眞棒上下し更に上部中央大齒輪の軸を動かし回轉せしめ大齒輪は動力を小齒に傳へ籃を動かし籃は現狀のまゝ回轉を起すものとす踏方迅速なれば籃の回轉亦之に伴ひ急速に回轉す乃ち籃の回轉するや衣類に浸潤せる水分を遠心力の作用に依り四散せしめ除去するものなりと本機を使用せば人力を省き、短時間に多數の衣類を搾るを得、地質を損せずして完全に水分を去るを得る等の利便あるのみならず構造簡易なれば製作も手數を要せず價も廉なるは云ふまでもなし

○奬勵費を下付せらるゝ保護會

本年度出獄人保護事業奬勵費の交付を受けんことを申請したる保護會等にして奬勵費を交付するに決したるは左の五十個所にて其會の創立年月現在人員を揭くれば

所在地府縣名	名稱	創立年月	現在人員
眞說俱樂部		三十八年八月	四
東京	齊修會	三十二年七月	五
自立會		三十七年	二二
神奈川	幼年保護會	三十九年三月	九三
埼玉	埼玉慈善會保護院	二十三年一月	一三
川越就學園		三十六年	三四
佛教團免囚保護會		四十三年三月	六一
群馬	橘本園	三十一年二月	一一
多野郡各宗教會		四十三年六月	一八二
桐生積善會		四十四年四月	六二
千葉	千葉助成會	四十四年四月	一
茨城	水戸保護會	三十二年	七
栃木	下野保護會	四十三年四月	六
長野	信濃福壽園	四十二年七月	三六
山梨	山梨慈善保護會	三十八年九月	七
靜岡	勸善會	二十一年三月	一四
愛知	慈惠會	二十七年三月	一〇二
三重	三重授業院	二十八年	六
加能慈惠保護場		三十二年四月	一八
石川	廣濟舍	三十二年二月	九
新潟	縣出獄人保護會	三十五年五月	一八
福島	保護會	三十八年四月	三〇
會津	保護會	四十三年十一月	三

福島	佛教慈善會聯合團	四十三年十二月	二二〇
平	保護會	四十三年三月	一
宮城縣出獄人保護會		四十一年六月	一〇
秋田	秋田出獄人保護所	三十三年九月	三
京都	京都感化保護院	二十二年二月	一九
大阪	博愛職工學會	三十九年二月	一八
安	德會	四十二年一月	一七
兵庫	自成會	三十九年七月	二二
縣出獄人保護會		三十一年一月	六
岡山	備作惠濟會	三十年十月	九
廣島	廣島保護院	三十二年七月	一六
山口	下關保護院	二十三年九月	二〇
岩手	岩手保護院	三十四年十一月	八
島根	島根授產會	四十三年十二月	二
香川	讃岐保護院	三十八年二月	六
愛媛	愛媛保護場	二十八年六月	一五
高知	高知慈善協會	三十二年七月	八
大分縣	保護會	一十三年六月	八
宮崎	日州出獄人保護會社	三十八年七月	三
鹿兒島縣	免囚保護會	三十二年六月	四
沖繩	自營會	四十四年五月	一
北海道	函館出獄人保護會	四十年八月	一
寺	永慈惠院	三十九年二月	二二
岐阜縣	保護會	四十四年三月	一
滋賀縣	保護院	三十一年三月	三
山形	羽陽救護院	三十四年四月	一〇
米澤	商會	二十八年七月	二二

○逃走事故

▲安濃津監獄の囚徒破監逃走す

竊盜二犯懲役十年市川喜六（三十四歲）詐欺及囚徒逃走三犯懲役九年中松淺次郎（三十歲）竊盜三犯懲役十二年寺口市松（三十六歲）竊盜三犯懲役五年岡田義治の四名は逃走を企て喜六は同監第五監第五房淺次郎は第五監第八房市松は第五監第四房義治は第五監第七房に何れも獨居拘禁の者にして喜六には常に手錠を施し警戒を加へつゝありしに如何なる隙を窺ひたるにや喜六淺次郎は竊に竹箸の一片にて各二個の合鍵を製し其一個を監房用箒の柄に緊結し六月二十八日午後十時三十分頃降雨の爲め四顧暗澹咫尺を辨せざる機會に乘じ互に牒合して監房の錠を外して脫出し淺次郎は市松の監房に

喜六は義治の監房目指して奔り其房扉の錠を外し市松義治の兩名は之に應じて監房より出で尙淺次郎々善六の兩名は燈を滅し監房廊下を西方に出で又同監裏廊下入口の電燈を消し次に市松は同所を經て同監裏軒下に到りたるが喜六淺次郎は同監裏外圍板塀の隅へ高二尺横三尺巾八寸の箱を立て踏臺とし淺次郎は喜六の助力に依り板塀を踰越せんとしたるに誤て踏臺と共に兩人とも顚倒し廊下入口の硝子戸に突當り大音響を發したれば喜六は倉惶其方面を轉じ再び同監表廊下に逃込みたるに病監裏手にて警笛鳴ると同時に第四監の方面より巡警看守一名が其笛聲に應じて馳付け來りたるを以て一隅に身を潜め呼吸を圖り看守が通り過ぐるを見るや病監前より第四監通りを經て第六監表に廻り外圍板塀を踰越せり他の一方に於ては第二見張所にありたる看守は喜六淺次郎の突當りたる硝子戸の音響を不審に思ひ其方面に進みたるに同監軒下に人影を認め警笛を以て急を報じ一面市松を逮捕したる瞬間に於て笛聲を耳にしたる第一見張所看守の急報に依り當直看守部長は現場に駈付け逮捕したる市松を第二課に引致するよう指揮し自ら他の脫監者の取押に向ひたるに淺次郎は依然最初の場所に於て箱臺を足場とし着衣を脫し板塀に投掛け踰越したる形跡あり是に於て第二課長典獄にも急報し夫々追跡捜査の手配を爲したるに喜六は本監の南に出で西に折れ更に市外の鐵道線を北に向ひ東に回り南に轉じて市内に入りたる際巡査に追蹤せられ遂に監獄を距る數丁の場所に於て同監獄看守の爲に逮捕せられ淺次郎は構外に於て南に走り市外に出でたる形跡あるも同夜中逮捕に至らざりし又岡田義治は一旦監房より脫したるも事成らざるを知るや監房に歸り其儘寢に就きたりと

▲又々安濃津監獄の破監逃走

安濃津監獄拘禁中の竊盜八犯懲役十五年栗田友次郎(三十四歳)は同監獄第三監第九房に竊盜四犯懲役十年武井一吉(三十一歳)は第十房に收容中なりしに豫て牒合せ逃走を企てたるものと見へ本月十六日午前四時頃監房内便所に近き箇所の監房格子三寸角一本臺輪より一尺五六寸の箇所を鋭利なる鋸を以て切斷して之を突放し房内より脫出し脫出後は切斷したる箇所を原形に復し發覺せざるよう裝ひ第三監北側に架設しある電燈碍子に三尺帶を結付け之を足場として同監と第四監との渡廊下の屋根に登り第三監屋上より第六監屋根を傳ひ檢身場の屋根に移り房内に於て準備し置きたる夏蒲團の布片を三尺帶に結合せ其一端に括枕を結付けたるものを第六監表外圍板塀に打掛け之を手繰りて構外に逃走したり戒護看守は逃走の際之を覺らず時經て之を知り驚て急を報じたるより當直の看守長は直に部下を指揮し各部署に就かしめ且典獄に報告し又當日勤務の看守續々出勤したるを以て追跡捜査に盡力したるも前夜來天候險惡風雨强烈にて附近の岩田川は急潮猛り立ちて寂寞を破るありて戒護上の障碍少からず監獄にても同夜は殊に戒護看守三名を增し警戒を加へたるも戒護者の不注意なりしと彼等の巧に機會に乘じたると又夜間一時電燈の全部熄滅したる等の事情より遂に逃走を遂げしめたるものにて捜査追跡の功を奏せざるも亦之が爲めならんと云而して第九房にも第十房にも他に同房者十二名もありたりとの事なるに之を知らざりしより見れば巧に破壞脫出の手段を盡したるなるべきも二回とも甲監房と乙監房の囚徒が時を同して監房を破壞し牒し合せて逃走する迄に覺知せざりしは怠慢の甚しきものと云ふの外なし

▲青森監獄の囚徒外役先より逃走

青森監獄に拘禁中の竊盜五犯懲役七年酒井松次郎(三十歳)及詐欺竊盜十三犯懲役十年富田三次郎(四十歳)は去月三日監獄官舍北側里道に沿へる大下水の浚渫土壘修繕等の爲め四十六名の一團中に在りて就業しつゝありしが腰部に聯鎖を付したるなゝ午後零時五十分頃戒護看守の寬を隙ひ修繕箇所近傍の道路に架設しある橋梁の下を潜り附近の叢中に入り西方の田圃に抜け細越山を指して逃走したり事實を發見したる看守は勿論急報に依り夫々追跡の手配を爲したるも遂に踪跡を失したりしが引續き山腹を包圍し一面遁逃し易しと認むる咽喉の地點を扼し捜査に從事したるも何等の獲る所なく四日に至りては晝夜降雨あり捜査の困難一方ならざりしも追跡せる看守等は撓まず刻々追蹤して五日午前二時頃扼守せる線内青森市に通ずる

里道に風體怪しき二名の男現はれ來れるを見るや一應誰何したるに一名は忽ち青森市へ通ずる里道へ拔け出したるを追及し數分間格鬪の後難なく捕縛したるは酒井松次郎なり他の一名は富田三次郎にして彼は强雨と闇夜に乘じ脫兎の如く山中に遁逃したり細越山は荊棘繁茂し足跡絶無の山岳重疊波狀形を爲し岡巒數流に岐れ漠々窺ふべからず奔走攀登の困難に加ふるに三日に渉りて不眠不休追跡したる吏員は疲憊したるも極力追躡し非望者をして萬一を僥倖せしむるが如きことなからしめんと督勵を加へ日沒までに逮捕すべしと鼓舞したるに恰もよし同村駐在巡査は消防夫を指揮し應援し來れるありしを以て戮力猛進せしめしに彼は到底遁るに途なきを知りたるにや平身俛首來て縛に就けり而して逮捕したるときの風體を見るに逃走の際携へたる手斧を以て聯鎖を切斷し聯鎖の錠は腰部に挾付け民家より竊取したる襤褸衣簑笠等を獄衣の上に纏ひ居たりと

▲又々外役先より逃走

青森監獄にては本月十五日監獄を距る十五丁俗に金濱山と稱する山林より薪材を運搬せしむる爲め囚徒四十名を出役せしめ戒護看守三名附添ひ一名の部長之を督し就業中竊盜五犯懲役十年山下長次郎（三十五歳）と盜賍寄藏五犯懲役三年米内利（二十二歳）の兩名は連鎖を腰部に繫帶したるまゝ午後二時頃戒護者の隙を窺ひ就業地の叢中に身を潛め踪跡を失したり戒護者は直に追跡したるも逃走者は深く荊棘繁茂せる中に入込みたるより出沒定まらず日沒まで搜査したるも遂に逮捕するに至らざりし由

▲片淵分監囚徒の逃走未遂

長崎監獄片淵分監にては去月二十九日午前六時五十分頃被告人を入浴せしめんとて同監拘置監第三監第七獨居監房に拘禁中の殺人犯猪口政行（四十四歳）の監房を開くや身を躍らして房外に飛出し看守の周章狼狽せる隙に乘じ監房外側の廊下を拔け醫務所南側の板塀を攀登り拘置監區劃土塀に移り之をを傳ひて逃走せんとしたるを之を目擊したる看守及監督中なりし看守部長等疾驅して取押へたり同人は豫て死刑の宣告を受け四月十三日上告

棄却となり裁判確定のものなりと又獨居監房は立會者なくて開扉することを得ず殊に死刑の宣告を受けたる者の監房は看守部長以上の立會なくして開扉することを得ざることゝせるに當時看守部長は監舍屋外に在つて監視し戒護看守は立會なくして開扉する等注意を欠きたるに因るものなりと云

▲浦和監獄の囚徒就業場より逃走

浦和監獄にては表門改築工事の爲め去月七日營繕囚徒十二人を役し舊門を取崩し古材を運搬せしめしに其中の竊盜四犯懲役六年刑部作次郎（二十八歳）と云ふは他囚徒三名と共に荷車一臺にて官舍空地に古材を運搬し二回運搬を了へ表門に引返す途中轅棒を把り居たる同人は突如其場より逃走したり戒護看守は逃走の事實を認むるや大聲疾呼し他の三名を表門看守に托し直に追跡し表門看守は警笛を吹いて急を報じたるより第一課第三課員は時を移さず追跡に向ひ官舍修繕工事に從事し居たる看守亦疾驅追跡したるが遂に午後三時半頃監獄を距る四丁許にて追付き協力して取押へたり

▲網走監獄の囚徒外役先より逃走

網走監獄にては石材採堀の爲め本月一日囚徒二十五名を一團とし二人連絆の方法に依り外役に就かしめ監獄を距る約四丁の採石場に於て採石に從事せしめたるが午後一時五十分頃强盜初犯懲役十二年林庄之助（三十二歳）は上厠を願出て許可を受くるや同人と連絆せる竊盜六犯懲役十三年足立貞雄諸共に採石場を下り便所に入り間もなく便所より出でしか突然連鎖を打切り看守の目前より前面の山林を目懸け庄之助は左方に貞雄は右方に驅上りしを目擊せし一看守は「何處に行くヅ」と一喝し他の囚徒を同僚看守に托し直に追跡し庄之助が現場より約三十間を距る峻阪上に登りたる際追付き組伏せて逮捕し續ひて貞雄を追跡せしに早くも既に密林中に遁入り姿を隱したり外役監督看守長は現場に到り其實況を目擊し夫々急報し他の看守長亦捜査に從事せしも雜草荊棘繁茂し人頭を沒し加ふるに朝來の濃霧は午後三時頃より豪雨と變じ追跡益困難に陷り遂に逮捕するを得ずして引揚げたり庄之助を逮捕したる後取調ふるに作業の困難な

るより其苦を脫せんとて逃走を企て密かに作業用の鶴嘴を以て連鎖を打切り連鎖に附着せる木札の麻糸を以て之を結合せ置き便所より出でたる後洗面所にて手を洗ふ風を裝ひ機を見て駈出したりと申立てたる由

▲刑事被告人裁判所より逃走　鳥取監獄拘禁中の竊盜刑事被告人澤田勇（二十一歲）は本月四日鳥取地方裁判所刑事部の召喚に依り午前十一時看守一名戒護の下に出廷し其入口に至るや約二間許り前面にて笠下駄を脫き捨て裁判所構內留置場出入門より逃走せり看守は直に追跡したるも逮捕するに至らず一時引返したるが引續き看守長看守多數追跡したるも逮捕するに至らず一時引返したるが引續き看守長看守多數追跡に從事し警察官と協力し搜査し午後五時頃被告の鄉里に通ずる國道筋氣高郡實木村に於て警察官應援の下に逮捕したり逮捕後の申立に依れば現場を脫したる後池田侯爵邸內に逃込み邸內竹藪に潛みたる後同邸表門より出で荷車を曳きつゝ其門前を通過せる下駄屋に乞ふて手錠を外し各所に出沒したる後或は漁夫に請ふて千代川を渡り或は他より古呉蓙一枚を受け又は角燈菅笠を貰ひ農家に入りて食物を得たりと申立てたり

▲裁判所より逃走未遂　福岡監獄拘禁中の竊盜刑事被告人金澤哲衛（二十五歲）は去月三十一日福岡地方裁判所より召喚を受け他の四名と共に監獄より引率せられ公判廷に入り裁判官の臨場を待ちつゝありしに突然手錠を外し公判廷の窓口より逃走したるが看守は透さず追跡し幸にして裁判所を距る一丁許の地に於て追付き難なく逮捕したりと

▲未成年囚の逃走　長野監獄拘禁中の懲役二年山岸右兵衛（十八歲）は六月二十一日未成年者二十名の一團に在りて構外附屬地の耕作に從事中午後五時過くる頃戒護看守の隙を窺ひ現場を遁れ其附近桑畑に潛込み逃走したり監獄にては追跡搜査に努めしも遂に逮捕するに至らざりしと

▲檢證護送の途中逃走　青森監獄勞役場留置者澤田仁三郎（四十四歲）は酒

造稅違反にて罰金百五十圓に處せられ納入せざるため勞役場留置となり執行を受けつゝありしが本月七日强姦致傷住居侵入及傷害事件の嫌疑あり豫審判事は實地臨檢の必要あるを以て本人を立會はしむる爲め監獄より身柄を引取り警察官に於て引率し現場に到りしが臨檢了はりて歸途に就くや押送巡查の隙を窺ひ素敏く逃走したり

○白蟻に就て　（四）

理學士　大島正滿

元來「クレオソート」油は複雜なる化學成分を有して居るもの、集合體でありますから其中には無色に近いものもないことはない、此の最も好い個を申しますると石炭酸の如きものでありますが之は皆さん御承知の通り無色透明の結晶體であつて之を水に溶しまするとほゞ無色の液體になります斯の如きものを採用したならば或は「クレオソート」油の中から白蟻に對して有效なものを見出すことが出來るかも知れぬと思ひます、私は斯る方面に目を注ぎまして「クレオメート」の油の中から防蟻に最も適當なる成分を見出す事を研究して居りますが、現今是等の目的に使用し得べきものは「ナフタリン」石炭酸及び「クレゾール」の三つより外には

ない樣に考へられます、併し「ナフタリン」は揮發性の爲あに防腐劑、防蟻劑として用ゐることが出來ない、又石炭酸は水に可溶性である爲めに使ふことが出來ない、結局防蟻劑として用ひてもよからうかと考へられるものは「クレゾール」より他にないのでありまして「クレゾール」は石炭酸に類似したるものであつて「クレオソート」油中の酸性分の主成分であると云ふても差支へないのであります、此ものは粗製品でありまするに無色とは參りませぬが、淡褐色のものでありまして皮膚に着きまするに非常に之が刺激する性質を有して居ります、之を精製致しますること可なり優良なものが出來ますが是は防腐劑として隨分價値のあるにも係はらず、値段が高い爲めに今まで各地方に行はれて居らないのであります等しく「クレゾール」と申しましても之には色色類が御座います、即ち各分子の結合方法により「オールソクレゾール」「パラクレゾール」及び「メタクレゾール」の三つに分ちますが其何れも多少は水に溶ける性質がありまして、此中で「オールソクレゾール」と申しますものは水に約五十分の一だけ溶けるものでありますが是は木材防腐の力も優秀なるのみならず三種の「クレゾール」の中で最も刺戟性の弱いものでありますから、私は此「オールソクレゾール」を採つて蟻に對する試驗を爲しました、所が「オールソクレゾール」は皮膚を刺戟する爲めに白蟻に用ひますると直ちに其皮膚を犯し一秒か二秒で白蟻が斃れます、併し此ものは高價なものでありますから之を工業的に使用せむる事は殆と不可能でありまして、然るに先程申しました二十四度燈油は「クレゾール」に對して

非常に良き溶剤であるのみならず其價格も割合に低廉のものでありますから二十四度輕油を原料としても之に「クレソール」の少量を溶解せしめ更に硫黄を飽和せしめて一種の藥劑を製出し之を木材に浸漬せしむると共に白蟻にも試みて其効果を試驗しました處が、非常に成績が良い事を認め得たのであります、色は多少石褐色を呈して居りますが、之を白蟻の最も好みます松材に注入して白蟻培養檜の中の土中に埋沒せしめて其成績を觀察して居りました、是と同時に又何等の處置を施さないところの純粹の松材に入れましたが、此ものは三日にして蟻に侵蝕されましたが、藥劑で處理した方は六ヶ月間の成績によると何等の被害がありませぬ、尙其外に特筆大書すべきは試驗材の周圍一尺位の部分を通行した白蟻が盡く斃れて居るのを發見しました、是は「クレソール」が多少水に溶けて土中に侵出し附近を通行する白蟻の身體に作用するものと思考するのが至當からうと考へます、現今本邦に行はれて居る藥の中で一番殺蟻力に關して成績の良いものは東京瓦斯會社で製造する「クレシン」と云ふ藥でありまして約二十秒ばかりで白蟻を斃すことが出來るのでありますが、此最も成績の好い「クレシン」に比較すると唯今揚げた藥は平均七秒位で蟻を斃すことが出來る、さうして見れば吾々の揚げました藥は在來本邦に行はれる藥の中で最も殺蟻力の強いものであると云つてよからうと考へます、單に殺蟻力のみならず本劑は又硫黄を包含して居る爲めに木材防腐の効力もあり色も比較的美麗でありますから少しは役に立つだらうと考へて居ります、其耐久力如何に付いては未だ時日がございませぬので皆さんに之を御話することは出來ませぬが現今臺灣の最も被害の甚しい所に之を約一本ばかりの松材に注入して地面の中へ埋けてありますから二年或は三年の後には耐久力に付いての成績を發表する事が出來るかと思ひます、序に御紹介致しますが之には輕油の精製品を使用したところのものと未製品を使用したものとがあります、未製品の方は色が汚いので、是に地面の消毒に使ふ積りであります、精製したものは木材に使ひます、是は建築材に使ひましても此位の色ならば殆ど差支なからうかと思ひますので將來は各所に之を使ふて試驗をして見やうと考へて居ります、最後に耐蟻性を有する木材に關して少しく述べて見たいと思ひます、南洋各地に於きましては蟻に對して抵抗力のあるところの材種があると云ふことを聞いて居りましたので先達民政長官から各國の熱帶殖民地に照會して之を取調べて見ました之等の記事を綜合して見まするに蟻に對して抵抗力のある材木は現今世界中に僅か三つよりしかわかつて居ないやうに思はれます、第一は濠洲に產する木で俗に「ヂヤラー」と稱へて居ります是は非常に堅い木でございまして蟻に對して非常に抵抗力があるので濠洲に於ては各地の建築物に使つて可なりの成績を表はして居ると云ふことであります、もう一つは「カリフオルニヤ紅木」でありまして比律賓に於ては之を輸入して建築に使つて居るさうであります、其次は先達陸軍の技師の池田賢太郎氏が安南及び南洋諸島を巡て來ました際に持ち歸られた「リム」と云ふ木材であります、是は佛領の東京地方の木ださうであります佛領印度に於ては白蟻の被害が非常に甚しいために初め佛國が彼處を占領した時に建築物に非常な損害を被つて非常に困つたさふ云ふ風な順序で建築をして居るかといふことを御紹介したいと思ひます。

であります が偶然にも土人の廚で蟻の損害を被らないものがあつたのを發見し之を調べた處が木部は凡て「リム」で構成せられて居つたのを見出したのであります爾來佛領印度に於ては建築材には總て「リム」を使ふことに致しましたが二十年來の成績に依ると此材は白蟻に對して抵抗力があつて非常に有効なものであるさうであります、臺灣產白蟻に對しても之を試驗して見ましたが白蟻の其表面を通過した跡は澤山ございますが、木材の實質に對しては何等の損害を與へないやうであります、私は此木が蟻に蝕はれないのは木の實質が非常に固い爲めに喰へないのであると想像して居りますが尙又材中に何か蟻の嫌ふ成分を含有して居るのではないかと考へます、唯今の「リム」は初め酸性の砂な臭がして居りましたが之を分析した結果によると其酸性の臭は單寧酸の作用であることがわかりましたが之等も何か耐蟻性を與ふる源因になるのではあるまいかと思ひます先程御話した「ヂヤラー」とか又は一般に紅木と云はれて居るもの中には多量に單寧酸を含有して居るものが多くありますので以上の如き想像を滿更したではなからうと考へます、單寧は柿の渋の如きものでありまして在來日本でも渋は防腐劑として木に塗つて居つたものであります、假に渋の如きものが有効であるとしたならば大に喜ぶべき事であると思ひます、私の方では最も喰はれ易い松　單寧酸を注入して蟻の最も甚しい所に埋沒して試驗して居りますが此木材の有効成分は單寧であるや否やは二年或は三年の後には明かになるであらうと考へます、是で蟻に對する防腐劑又は防蟻劑の一般の御話を致しましたが、最後に私に臺灣總督府に於ける建築の狀態即ち唯今はどういふ風な順序で建築をして居るかといふことを御紹介したいと思ひます。

先づ建築物を起工するには位置を撰擇することが必要である竹藪などの近所に家を建てると蟻の爲に必ず損害を被る其次は地面に居る蟻を絕滅させなければならぬ、此爲めに臺灣總督府に於きましては建築物を起工する前に先づ地面一帶に防蟻劑を撒きまして地面の消毒をやる、其消毒が濟んだ後に段々煉瓦を積んで來る。煉瓦を積んで來て地平面に達すると先程の通り「コンクリート」の一枚の平面を入れる1平面を築造した上で煉瓦を用ひて服積をなし床下は人間が少々屈みますれば通行が出來る位の高さにして煉瓦の束を建てます、それから現場には大きな「タンク」を据へて其中に油を入れ之に木を浸して使ふ、次に泥の始末でありますが日本家屋から全然泥を除く事は困難でありますが然し西洋建築に於ては壁には泥を使はずに生漆喰を使用させて居ります、已むを得ず泥を使はなければならぬ場合には壁土を捏ねるときには同時に油を入れて捏週して其土を以て壁を塗りますが瓦の葺土の場合も同樣でありまして家根の瓦の下に土を使ふことは非常に危險なことでありまして白蟻が羽が生へて飛んで來ると間々拔に巢を作ることがありますから是は全廢する方がよからうと思ひます、唯今では漸次引燒煉瓦を使ふ方針にしたいと考へて居ります、これから建築用の「コンクリート」及煉瓦に使ふ「モルタル」には全部石灰を取除いまして唯今では一、三位の「セメントモルタール」で以てやつて居ります、是が唯今臺灣に於ける建築物の狀態でありますが斯く防蟻「コンクリート」を入れることは臺灣獨特の方法でありま

す。

最後に內地の白蟻の御話をしたいと思ひますが、內地に於ける白蟻は近頃特に發生したものではなくして是は昔から棲息して居つたものであります、九州の如き温い地方には昔から棲んで居つたものであるから「堂崩し」などゝ唱へて居る點から考へても昔から建築に對して被害が多かつたことを想像する事が出來ると思ひます、斯くの如く內地の白蟻は數百年來棲息して居つたものであつて決して臺灣から輸入したものでない、何でも悪いものは皆臺灣から輸入したやうに御考へでありますが、內地の白蟻は昔から此土地に棲んで居つたものでありまして今より二百年ばかり前に既に外國の貿易者が來て日本には白蟻が居ると云ふことを書いて居ります、日本の白蟻の或種は臺灣のとは關係の無いものであつて內地固有の白蟻であります、唯今申す通りに臺灣から白蟻を輸入したやうに御考になりまするは非常に臺灣の爲めに迷惑をしますので臺灣の爲めに此處を雪ぎまして今日の講演を終る事に致します。（完）

各地通信

○東京たより

むしぼし生

拜啓殘暑難凌候處僚友諸氏益御健勝奉賀候諸官廳は暑中休暇とて事務繰合せの上三十日間も肩休め被致候へ共監獄はなか〳〵他の官廳の如く事務の繰合せ抔出來兼ね候暑中休暇は監獄の如き示素精神を惱まし身體を勞する職務に從事する者の爲めにこそ必要にして諸官廳の如く朝は八時より四時までの間それも規律なく世間話に二時間も三時間も費し正味五六時間位執務する身には肩休め抔は贅澤に過ぎ申さずやと存候然るに終日働き續ける人には病氣は宿らず反つて保養三昧に日を送る人に病氣の多きは何故に候哉吉凶禍福は人力の旋回すべからざるものか天道は公平なり其間窺ひ知れざる妙味あるものと存候併しながら天は自ら助くる者を祐くとの金言も有之候につき季節柄御自愛可被成候八月と申す月は名月の團子に腸胃を毀す儀にも有之間敷も腸窒扶私病抔の跋扈するは年々同一の如くに感せられ候最近警視廳の統計に依るも八月は最も流行病多く腸窒扶私は患者四百三十六人死亡八十五人、赤痢は患者二百二十一人死亡四十七人に候其前後の七九兩月は著しく其數少く腸窒扶私は七月に患者二百五十七人死亡五十人

九月に患者三百二十七人死亡六十四人、赤痢は七月に患者百八人死亡十九人九月に患者七十一人死亡二十七人に候、實布垣里亞は一月より四月までに多く流行し五月より九月まで漸次減少し十月より俄然增加し十二月まで其狀態を繼續致候時候に依り土地に因り多少其趣の異れることも可有之候へども偏に御自重の程奉祈候八月には病氣の流行多きのみならず自殺も亦流行致居候試に右の統計に徵すれば自殺既遂は九十人未遂は四十四人に候自殺の手段は縊死、入水、自及、服藥、轢死等に候へ共避難就易は死の斷末間にも免れ難きにや七八兩月の如き暑熱の時季には入水最も多く八月には既遂四十三人未遂二十六人に候尤も何れの月に於ても入水は大部分に有之候は畢竟自殺の方法易きを選びたるのみにあらずして死辱を受くるを屑とせず何處の誰なるやを知らしめずとの苦心も幾分か交り又身の振方に艱み諸處徘徊の末途方に暮れ入水するに至りたるかと存候又自殺者の年齡を見るに十六歲未滿男二人女十二人、二十歲未滿男二十七人女五十二人、三十歲未滿男九十七人女七十四人、四十歲未滿男女各二十五人、五十歲未滿男十五人女六人五十歲以上男二十八人女三十六人に候此年齡と男女の區別との關係及自殺の原因を個別に調査致候へば其周圍の事情境遇心理上の影響等頗る趣味ある材料を發見し得べく候へども短信の能くする處に無之候間玆に差控へ申候、右申上候通り隨分危險多き月に候へ共又東京はこんな事に無頓着の人も多く寄席興行はなか〳〵繁昌にて興行日數は少きも入場人員は概して他の月よりも多く殊に晝間は炎暑に外出もせず晝寢して夜間は納涼と出掛け其足にて寄席興行場に入ると云ふ手合も少からず一ヶ月の入場人員晝は五萬一千九百一人夜は二十三萬四千三百七十人にて平均一日一ヶ所　入場人員晝は五十九人夜も亦五十九人に候之に劇場の觀客にして木戸を潛る者一日平均七千六百九十六人を加ふれば隨分東京の悠長なるに驚れ可申と存候まだ〳〵此月は忌むべき事故多く密賣淫亦一ヶ年中最も多く密賣淫件數六十八件媒合二十七件容止十三件に有之候金品遺失の件數も七八兩月は他の月よりも多く其理由は明かならざ

るも單衣一枚兵兒帶麥のだらしなく往來する間に遺失するにあらずやとは、知つた振りの男の話に候、夏季には犯罪事故少しと申す人も有之候へども東京の事實は必ず然らず八月の件數二千八百八十二にて五月を除く外一年中にて事件の多き月に候右は最近の統計に依り八月中の事故件數を知り夫れから夫れと種々の想像を描き申候に付東京の事情御存知なき方の爲めにと其一部分の事故だけ茲に報道致候猶想像したる要點をも申上候へば定めて御一興ならんかと存候へども到底揔筆の能くする處にも無之候間右にて擱筆仕候　草々

○福島たより

監　門　生

殘暑嚴敷候處筆硯御健祥奉賀候陳は去五月谷田參事官御出張の節諸處にて御講話被成下大に裨益する所有之候左に記載したるものは當地監獄職員の爲めに陳述せられたる一節に有之候今日に於て御報申上候は時機後れの譏は有之候へとも御講話其ものには新舊無之候につき御參考までに申上候

谷田參事官の講話の大要

諸君余は今回福島監獄の巡閲を命せられて來りしか今日は日曜にて諸君の多くは御休みの處なるべきも余が來りし爲めに態々此處に出席下されたるは實に光榮とする次第なり只今典獄よりの御話しに依ると余が諸君に對し有益なる話しをするかの如き紹介ありしも余が監獄界に從事せしは近來のことにて到底實驗に富み居る諸君に對して有益なる御話をすることは不可能のことなり乍併先頃歐米各國へ出張して彼の地の刑事制度殊に監獄制度を調査し次て昨年度五六の我國監獄を視察したることあり又今般當監を檢閲して彼是多少感する所も之れ有り聊か御話致し多少の御參考に供したき考へなれば暫くの間清聽あらんことを望む次第なり

先刻敎誨堂に於て囚人に對し一場の話しをなせしが其趣旨は我國の狀態と歐米各國との比較であるが其差異の點は彼の諸外國の狀態は即ち社會的道德心が非常に增進して居り殊に國法を遵奉するの觀念に富めること又監獄行刑の目的物

たる囚人は其社會的平和を破るものにして而して此等犯罪人を收容する處の監獄は其犯罪の再發を防遏するにあること從て監獄官か社會的德義心即ち法律を破りたる囚人を取扱ふには如何なる意を以てするかと言へは將來彼等の心を改化せしむるにあることを陳へて彼等に社會的德義心を喚起して法の民たることを慫慂せしにあり以上は敎誨堂に於て囚人に話したる要點なるが今爰に述べんとするは所謂其續きとも云ふへきものである余が今般視察する事柄は主として監獄官吏か囚人を取扱ふには如何なる趣旨に於てするか又如何なる程度まで其注意は及べるかにあるが二三ヶ所の監獄を實見せる所に基き所感を述ふへし人が監獄當局者に向て囚人を取扱ふには如何なる方法を採るやと問はば其答は必ずや監獄は規律の府なりと言ふならん即ち監獄法と云ひ施行規則と云ひ凡て遇囚の道は規律を嚴守せしむるにありと云ふならん然らば嚴守せしむるとは何を指して之を云ふか清潔を保つて云ふか作業の督勵を云ふか工場監房等に於ける規律動作を云ふか將又物の配列に注意し整頓せるを云ふか余の考にては之を概括的に言はゞ凡て法律を器に執行するものなりと云ふことを得へし監獄官吏には其自由裁量の範圍は至て狹い一擧一動皆其法に因るへきものである之れは監獄行政の特色なり何故に斯く監獄官吏に其自由裁量を狹くしたりしかと云ふに其主なる點は彼れ等囚人をして其法に屈服せしめ將來法の民たらしめ大に其法意を悟らしむるにあり從て其役人も法によりて活動するものてある何れの國に於ても監獄程其法を嚴にする所は恐らく他にあらさるへし即ち喫飯にあれ用便にあれ入浴にあれ其他工場監房等に於ける起居動作は一として是れ法に依らざるはなし是等も亦監獄の特色と云ふへし故に監獄は規律の府と唱ふるに至る斯る故に監獄官は其法規を知悉することこそ最も肝要なり從て監獄官は常に法規を研究すること他の行政官よりも一層其必要なることを忘るへからず何故かと云ならば前述の如く他の行政官は其自由裁量の範圍内にて法を活用することあるも

監獄官は嚴重に法條に從ふべきものなればなり余は先年來外國に行き彼の國の監獄官吏と相接し種々なる視察をなせしが彼の監獄官吏の諸法規に通曉して居るには實に一驚せり殊に獨逸の監獄官吏は其性格は至て機敏ならざる如くなるも其心意は法的にあるを以て凡ての事務取扱の上に於ても其手續は勿論其適用すへき立法の眞意を知悉し居れり此等は即ち法規を嚴守する結果なりと云ふへし我全國の監獄に就て云へば甲監獄の官吏は堪能なるも其取扱ひ手續に粗漏あり又乙監獄の官吏は機敏ならざるも能く其取扱の凡てか緻密てあり又或監獄官吏は能く其法意を辨へ居るもあり長短相同しからずと雖とも當監獄の諸君は遺憾ながら餘り此法規の研究に趣味を有せざるがの感あり此の如きことを云へば諸君は定めて不快の念を起すならんも余の取調ふる所に依れは監內一般に其取扱手續は嚴なるも未た尙法規の研究に於て欠くる所あらずやと思ふ個人個人に就ては一々之を謂はざるも概して其精神迄法の上に立つて居らぬかの感あり尤も此事に就ては典獄にも話せしが典獄の御話しに依れば今日ては研究會を開き諸法規を研究して居らるゝとの事なれは寔に喜ふべきことゝ思ふ典獄が當監獄に赴任以來凡て法規に遵據し嚴正に執行しつゝあることは歷々として之を認むるを得べし諸君に於ても大に其趣意を服膺して一擧一動苟しくも職務を行ふに當りては必ずや法規を嚴重に勵行せらるゝ樣希望するのである元來我國の官吏は凡て研究と云ふことに就ては至て冷淡である而して外國人は概して此研究に深き趣味を有し且つ極めて熱心である故に余は或所に所ても此話しをなせり例へば監獄の役人たる教誨師、教師、醫師が各其因人に就きて性格の識別、學術の程度又は其健康狀態等を視察するに當り各其程度を異にするには甚だ驚きたるが余が外國に於て視察したる事項を持つて歸りたるものは大部あるが其中言はんとする所は監獄協會雜誌に登載してありし如く考へらるれは多分御讀みのこと、思ふ故に此處では其大略を言はんとするなり即ち獨逸杯では典獄なる職務を有するものは學問の素養も又相當の智識もある人で頗る高尙なるものであり而して此等典獄は大概夫々學問の研究其他の委員に推撰せられて居るが極めて熱心に諸般の事項を研究するの精神あり伯林の或監獄にては錠前を發明して監獄が其專賣特許を得多數販賣を爲し居れり又或典獄は各大學の講師を囑託せられ居るか其學生を連れて自分の監獄を參觀せしめ而して其揭くる處の諸般の統計に就て說明して居る又外國殊に獨逸ては法律に關する書籍は極めて大部なるか其著者は殆ど裁判官又は監獄官の手に成れるもの多し然るに我國に於ては如何であるが尤も此等書籍も餘り多くはないか其少數なる著書にして裁判官又は監獄官の手に成りたるもの殆となし實に嘆すへきに非ずや斯る有樣にては此點に於て彼の諸外國と競爭することは到底望む可からずである要するに我國には尙未た大に萬般の事項研究すべき必要あるを認む例へば此の監獄內に於て疾病ありとするならは其發病の原因を深く研究して其由て起れる原理を確めざる間は決して其研究を怠らざるの精神こそ肝要である或は又其犯罪人の性格を區別するとか種々なる研究を要して其分類を別にする必要を生ずる是等のことは事徵細の如くなるも大に學問を助け又實際行刑の目的を遂くるの助けとなるへし余は數日前白河分監を視察したるに其應接室に掲けたる三ヶ年間の成績表を見たり又工場に行き見れば各工場に其作業成績の優劣を（■■）に現はし就業者を督勵してあるが是等は能く其研究の精神あることを確められゝ次第である兎も角余が諸君に希望する處は凡て物事を研究するの觀念を有せられんことにあり尙其他實際の事に就ては典獄に話せし筈なれば他日典獄より諸君に御話あること、思ふ殊に今日は咽喉に故障ありて充分に御話を爲すこと能はざるは遺憾とする所である云々

○高松たより

高松生

拜啓府縣にて定められたる警察罰令なるものは大

同小異にて珍とするに足るものとては無之候へ共當縣にては先般左の警察罰令を定められ候に付御報致候

第一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十日以下ノ拘留又ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

一　汽車、會員若ハ寄付金品ノ募集ニ付他人ノ名義ヲ濫用シタル者

二　他人ノ安眠ノ妨害トナルヘキ場所ニ於テ午前零時後日出前濫ニ歌舞音曲又ハ喧騒ヲ爲シタル者

三　危險ノ虞アル場所ニ燃燒シ易キ物件ヲ堆積シ取除ヲ命セラルヽモ之ニ應セサル者

四　故ナク他人ノ業務又ハ爭議ニ干與シタル者

五　他人ノ雇傭ニ係ル勞務者ヲ濫ニ誘出シタル者

六　鷄犬ヲ闘ハシタル者

七　强テ宿泊又ハ乘船ヲ勸誘シタル者

第二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

一　食用ノ爲生河豚ヲ賣買又ハ受授シタル者

二　池溏又ハ船舶ノ碇泊スヘキ場所ニ塵芥瓦礫等ヲ投棄シタル者

三　神祠佛堂墓拜場其ノ他公衆ノ用ニ供スル手洗場ニ手拭ヲ備付シタル者

四　公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ猥類ヲ交尾セシメタル者

五　電線ニ障害ノ虞アル場所ニ於テ紙鳶ヲ揚ケ又ハ揚ケシメタル者

六　榜標、燈柱又ハ公私設ノ電柱ニ牛馬ヲ繫キタル者

第三條　本令ニ規定シタル違反行爲ヲ敎唆シ又ハ幇助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

○岐阜たより

百聞生

拜啓當地には別に珍らしき事とては無之候へども監獄協會に緣故深き人より何か雜誌の材料はなきや何かの事故あれば其監獄の職員のみにて樂むよりも多くの讀者に割愛せよとの御書面に接し實は當惑致候へども當監獄の人には陳腐のものと笑はれ可申覺悟にて去頃當監獄職員の爲めに弘中唯見師の講話せられたる精神修養の要旨を筆記したるもの一部御送付申上候間右にて御容赦被下度候

（弘中唯見師講話の大要）

佛敎にはほとけ即ち佛を理想として進むもので、其の佛とは、自利々他圓滿とも、自覺々他、覺行窮滿とも言ふて、凡そ人の世に處して、生涯を終るには、害をさけて利に就き、何事も申しぶんのなき事を望むのである、此の惡き方を經には自害々彼々此俱害と說て心得違いの所行は自害々彼々此俱害の惡結果を得る又善き方は自利々人々我兼利と說て、彼此互に利を得るといふ此の理想を持ちて、自害々彼を對治し、自利々人々我兼利を成せねばならん

而して、諸氏は此の自害々彼の惡人を引受て自利々人々我兼利に轉化せしめねばならん職掌である、私共も諸氏と、有形と無形と方面の差異こそあれ、其目的とする處は同一であるは陸軍海軍と變はれども其揆一にして連戰連勝を得るが如し、此の意味に於て、監獄は一種の寺院と言てよい、唯上流に防ぐと下流に防ぐとの差あるのみで、私も廣き意味の看守者である

偖自利々他と申すに付て、自ら利して而後に他を利するといふ順序と又反對に他を利して自ら利するといふ事との二がある、所謂己れを達せんと欲せば先づ人を達すといふ如き菩薩は自未得度、先度他といふて、自利を後にし利他を先にするといふて大乘菩薩の本意で餘程超越したる論段として暫く預り置き、普通の道としては自利々他の順序ですから自ち足て、而後ち人を足らしめ、自ら動て人を動かし、自ら泣て人を泣かし、自ら感じて人を感せしめ、自ら正して人を正す譯である、是自己の修養を先とせんけれはならぬ所以であります修養に就ては現代思潮の影響が非常のものにて、國民思想の混濁は畢竟維新已來思想界を忽諸に附して居たからの事で、當時、日本固有の道德を顧みざる之を等閑にした結果。終に大逆事件をも出したが其兆は、神佛儒の各敎を無視したのが大原因ではあるまいか。近頃古物保存、社寺保護などと、地方長官會議に於て、當局大臣より訓令せられた位の事であるが、其事情を言へば恨をいふに當る故申さねど、世は、懷疑思想や批評的論者の全盛となり、無神無靈魂を主張するものさへありて經典も經書も寢轉で讀んだり、竪膝に煙草を吹きながら讀んで居る樣になつた、私共の少年時代には、子曰くを子の曰はくと讀め表紙が疊に付ても許されなかつた、當時は豪邁不羈議論風發の大

先生でも、道に對しては兒童の如く柔順であつた、隨て七尺去て師の蔭をも踏まずといふ位であつたが其の柔順なる素養が一旦發動するや殆ど萬死を物ともせぬといふ如きもので、實に愉快なものである此の師を崇め、道を崇むるといふ敬虔の信念を以て書を繙く有樣は殆んど、佛者の經典に、神官の祝詞に對するが如く崇高なる者に向ひたる態度であつた、決して今時の樣に、自分の思想に合ふ處許り讀み覺えて、しやべる事を先としたり、剩へ懷疑批評を以て、丸で試驗的に看るといふ風では、至誠といふ事は少しもなき故にたとひ萬卷の書を繙くとも適々我慢の財料になるのみにて、其效はなひのである、至誠にして動かざるものはあらじで、自ら感じてこそ、人を感せしむる代りには自ら疑へば人も亦疑はしむる道理ならずや偖は今日の思想界は愈々復雜となつた、有形の道路は開けたれども、靈界の道は甚だ開けない、近頃其が爲に模範人物を搜し出す事になりて漸く男子の側では、二宮翁は引張り出したが、未だ婦女の模範人物は研究中だとか申すこと笑止千萬の事でなひか出でゝ市街を見れば物質文明は眩き程であるが、入て博物館を見ると之と反比例で古の工藝美術に驚くではなひか、何故であらふ人に至誠がなひ爲めである、然らば今日道を求むる者は第一此の惡傾向に逆行して進まねばならぬ、隨分精神の修養も容易ではない、然らば其の道を求むるには困難なる順序のある事かと言はゞ決して、左樣であるまひ、孝行するに順序はない、只、親の恩に感じ誠に感動する迄の事なり、今迄は親の手紙も五月蠅く思ふた位の不孝物が、或日親から來た一通の書面を又か煩しと讀み初めたるに、何思ひけん中途にして泣出し、噫々惡かつた、御許し下されと疊に兩手をつき落涙して止まざるものありき彼れ懺悔の一念に多年の不孝兒が、忽然孝と轉じたではないか、此の間何の順序がある、手段方法がある、書經に言はずや是れ狂も克く思へば聖となり是聖も思ふことなければ狂となると親の至誠に感じたる一念に濺ける涙は早や已に孝行の涙なり、五臟六腑何處にか不孝の痕跡かあらん、佛の慈悲に感じて彌陀他方の信仰を獲得するも此の道理である、即心成佛といふも、一念頓悟といふも類推して知るべきである

然しながら心機一轉間に髮を入れざる刹那は百尺竿頭一步進むるの處で、世間出世間の因果のことはりに超異せる理在絕言の場合である、が其百尺の竿を上る順序をいはゞ則ち因果の理法である、此の因果の理法なるものは歷史上の神話にもあらず、又國家的に壓迫したる者にもあらず、又釋迦、孔子といふ樣なる人格を基とするにもあらず、所謂法に依りて人に依らずと申して、過現未の三世を通貫する確然たる因果の道理事實其ものである、此の道理事實の關係を約言すれば、顯れざる事實を道理といひ、現はれたる道理を事實といふので、畢竟一物の隱顯の差あるのみである、世人の多くは顯れたる事實は疑はざるも隱れたる理法をば疑はしく思ふとは甚だ分らぬ事である、太陽に出沒を見るは、一面の事實なると同時に、其實體に出沒のなひといふも亦一面の事實である、即ち三に三を乘じて九となるといふ數理と三箇のものを三つ集めて九になつたといふ事實とは同一であるまいか、事實卽ち道理、道理卽事實にして一切世間法有形無形を通して凡て因果の相狀の外はない、寺も監獄も皆是れ因果の顯れたる相なり、生死苦樂治亂興廢皆是因果の理實に外ならずと信じて惡因果を廢して、善因果に就き、天に求めず人に求めず、一切を因果の理法に訴へて進步すべしと敎るが佛敎の因果理法の敎である斯く相對的因果理法の上に於て、親には孝行すべしと敎る處は、百尺の竿を上る處にして、偖彌々孝の實際に到達する端的は絕對なる慈悲の靈光に打れて更に一步を進めたる場合にして不可思議絕妙と言はねばならぬ、彼の不孝者が親の手紙を讀みつゝある途端今日限り如何なれば泣き出して孝心に基さたるぞ、斯くて其靈光に感じたる、不可思議絕妙の場合は狐にだまされたるが如き茫然たる者かといふに然らず、不可思議にして然も思議、不可說にして而も可說、譬へば楷書の方式より草書の祕妙に入り草書の妙處極處に於て宛然として楷書の筆格方式を存ずるが如し、已に草書に入りたる者と雖も亦楷書を離れ得ざるは、元來楷書より入りた

るからである、彼仙涯和尙は丸で子供の如き字なるが時には子昂も及ばざる如き正格美麗なる字を書き得る、其自在なる水の氷となり浮氣體となり、變化自在なるが如し、方と無方と無碍自在なること道の妙處である、今も修養道を求め着々歩百尺の竿を上るとさは因果理法の道程戰々競々として深淵に望むが如く薄氷を踏むの思ひなるも正く安心立命の端的は、不可思議絶妙の一念にして、回光一番更に終世の實行に下る時は、再び因果理法の方式に順て恭險己を持し博愛衆に及ぼし維信維義、人間の常道を履行するの外あらざるなり、若し夫れ解の高さを言へば釋迦何人ぞ、と佛頭を履むの勢を有しながら、行の卑に下りては小兒の前にも拜伏するといふ如く、能く上も能く下り精神に自由を得なければならぬ、始め親から來た手紙を、下女より進められて、五月蠅しと讀みたる中半途にして親の至誠に感じ涙き出したる孝心は、頓て、下女迄も感化し、一家中に愚か、傳へ聞くものを感化して多少の孝心を惹起せしむるもの畢竟宇宙の大道天地の生命たる至誠の感應に非ずとせんや

余は之を天地の靈氣とも、靈力と思ふ、此靈氣靈力は宇宙の表裏に充滿して時に廣瀨中佐とも、東鄉大將とも、文天祥とも、楠公ともなり、忠とも孝ともなり、仁となり義となり大にしては神となり佛となりて吾人の感に應ずるものと信ず、吾人にして一旦此の宇宙の靈氣靈力に觸れたる人とならんか、水の月に依りて光り、月の水に依て耀くが如く、佛の德は衆生の心の上に光り、衆生信念の德は佛の大慈悲の上に耀き、君の德光は民心の上に耀き、民德は君德の上に耀き、子は親の德を得て光り親は亦子の德に依て耀き、一切萬物互に相感應するや、自利と利他と相依り二にして一、一にして二圓滿窮極其の快感言ふべからざるものあり之を修養の妙處と言ふべきなり

○大阪たより

青木政生謹告

當監看守長五十嵐壽吉氏本年六月十九日死亡に付

同人と共に第一期警察學校校友及び其他の知友より右香奠として寄贈を受けたる尊名及び金額は左記の通に有之直ちに未亡人五十嵐たけ子へ送付致置候條茲に貴重なる紙面の割愛を乞ひ遺族に代り寄贈者諸彦に對し謹で感謝の意を表す

一金五十錢　引野信夫　一金五十錢　長谷場圭介
一金五十錢　長谷川喜一　一金五十錢　新美鶴吉
一金五十錢　新井田傳次郎　一金五十錢　逸見秫之助
一金三十錢　土倉是空　一金三十錢　岡部安憲
一金三十錢　岡辰造　一金五十錢　大沼安吉
一金五十錢　大橋彦太　一金三十錢　香川又二郎
一金五十錢　加藤剃正　一金五十錢　河合哲
一金五十錢　武田慧宏　一金三十錢　谷田岩之助
一金三十錢　圖橋一　一金五十錢　塚谷憲次郎
一金一圓　坪井直彦　一金五十錢　中村國吉
一金三十錢　久保直一　一金五十錢　山本鐵吉
一金五十錢　屋山朝太郎　一金五十錢　松永美樹
一金二十錢　藤居神通　一金五十錢　藤田久
一金廿五錢　細田政松　一金五十錢　寺島靜次郎
一金三十錢　愛甲長藏　一金五十錢　坂井冽
一金五十錢　佐田諸吉　一金二十錢　木原定馬
一金三十錢　三輪悅子　一金五十錢　白井勇松
一金五十錢　七戶大助　一金廿五錢　壽田永一
一金三十錢　鈴木重靜　一金五十錢　鈴木信彌
一金九圓七十錢　京城監獄職員
合計金二十六圓三十錢
內
金一圓　端書代引
差引金二十五圓三十錢　寄贈高

叙任及辭令

岡山監獄津山分監長ヲ命ス　（德島）看守長　佐竹成德
德島監獄詰ヲ命ス　（大阪）看守長　古川利德
月俸三十七圓給與
任看守長月俸二十一圓給與　（高知）看守長　片岡裕吉
依願免敎誨師　（千葉）敎誨師　大津隆岳
任看守長十一級俸給與　（靑森）看守　岡山喜代太郎
六級俸給與　（函館）看守長　廬立安之
依願免本官　小澤千代藏
任看守長六級俸給與
大阪監獄堺分監長ヲ命ス　（堺分監長）看守長　飯尾美知足
三級俸給與　（靜岡）看守長　島村民之助
叙從七位
依願免本官
八級俸給與　（德島）看守長　池田末吉
依願免本官　（橫濱）看守長　飯島藤作
靜岡監詰ヲ命ス
七級俸給與

協會記事

○本會總會

本會總會は毎年典獄會議開催の期に於て開會する例なるが本年亦典獄會同は來九月中旬頃開會の豫定の筈なりしを以て其際開催の筈なりしも別項記載の通り典獄會同の期日豫知し難く從て總會の期日も未だ確定に至らず

○監獄官練習所

監獄官練習所は昨年は春季三月より開始したるが今年は會場の新築等諸般の用務多端なりしと秋季に開設する方便宜少からざるより來九月より開始するとゝし練習生の入所は九月十三日授業の終了は十二月二十三日とすることに略内定したり多分兩三日中には確定し其旨各地へ通知するに至るべし

○書記の異動

本會の會計庶務を擔任しつゝありし宮下釰太郎氏は新築會場へ移轉すると共に五月限辭任申出ありたり本會は同氏の事餘儀なし情と認め其請を容れたれば六月以降書記は缺員中なりしが多年監獄事務に從事し十數年靜岡監獄第一課長として精勵中なりし島村民之助現職を辭し本會に入ることゝなり同氏は本月十五日着京したるに依り直に書記に採用したり

○本會の組織變更

昨年來本會を財團法人の組織とせんとの多數會員の希望あり其希望に協はん爲め此程評議員會にて議案を立て調査を了したるを以て該案を添へ各地方部長に異見の有無を問合中なるが略纏りたれば遠からず原案通り實行の運びに至るべし

○法令類纂編輯成る

監獄法令を輯錄し冊子として發行せん希望あることは前年本會總會に於て報告したる所なるが爾來着々編輯の歩を進め本年三月以來印刷に付したりしが愈本月末出來り發行の運びに至るべく發行の曉には各監獄本監に五部又は六部分監に一部づつゝ位に配付するに至るべし

司法部内御用朱肉

（改正）

朱印肉定價表謹製（眞ノ朱肉ハ此ノ朱肉ナリ）

一金精朱肉 黄口赤口 鐘入百匁ニ付 四圓
一煉金朱肉 黄口赤口 同 參圓
一錦光朱肉 黄口赤口 同 貳圓五十錢
一紅華朱肉 黄口赤口 同（一等） 貳圓
一紅華朱肉 黄口赤口 同（二等） 壹圓五十錢

司法部内ニ限リ五百匁以上一割一貫目以上一割五分引且送料ヲ要セス
一黒肉最上 百匁五拾錢（割引ナシ）
特ニ御注文ノ時ハ送料ヲ要スルニ付可成朱肉ノ御序ニ願上候

玉素堂謹製

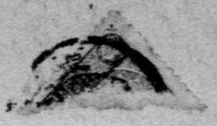
東京府下豊多摩郡淀橋町
大字角筈八百二十五番地
玉素堂製造販賣部擔當人
平山茂作

元警察監獄學會編纂●發賣所東京書院

監獄英語必携 全

●寸珍クロース製●四百五十頁●特價金二十五錢郵稅四錢

第一篇 英語入門 ●發音其他英語學一般の規定
第二篇 刑事被告人に關する事項 ●刑事被告人の名籍を取る場合の對話●檢視の際看守との對話●入監の場合の對話●入監の檢身の場合の對話●上訴に就ての對話●書信認めの場合の對話●在監人心得●在監人に就ての對話●結識禁制●監内掲示條目
第三篇 作業其の他に關する事項 ●已決編入の際典獄の訓示事項●已決編入の際看守との對話●機工擔當看守との對話●裁縫に就て授業手との對話●機工の作業割當に就ての對話●炊事擔當看守との對話●木工擔當看守との對話●掃除擔當看守との對話●耕作擔當看守との對話●看守との對話●菜工擔當看守との對話●春機擔當看守との對話●臨時診察に就て夜勤看守との對話●臨時放免の際典獄の訓示事項●再審の訴を爲すに就て看守との對話●書信讀聞かせに就て看守との對話●執工擔當看守との對話
第四篇 醫師教誨師及獄則違犯に關する事項 ●遺傳病の有無に就て監獄醫との對話●胃病患者と醫師との對話●感冒患者と醫師との對話●肺結核患者と醫師との對話●腹痛に對する醫師の訊問●皮膚病患者と醫師との對話●眼病患者と醫師との對話●精神病患者と醫師との對話●齒痛の際醫師との對話●教誨師と囚人との對話●教誨師と囚人との對話●寫眞撮影に就ての對話●死刑囚と教誨師との對話●教誨師と囚人との對話●解剖に就ての對話●強盜囚と教誨師との對話●解剖囚と看守長との對話●殿打せざる事實取調に就ての對話●物品包藏の事實取調に就ての對話●起居動止に關する犯則事項●服裝に關する犯則事項●工場に於ける犯則事項●浴場に於ける犯則事項●貸與品に關する犯則事項●食事の場合の犯則事項●監房犯則に關する犯則事項●教會場及外役に就ての犯則事項
第五篇 監獄要語 いろは字引



會費送附方

肩書　東京市麹町區西日比谷町
番地　壹番地
宛名　監獄協會理事　藤澤正啓
振込局名　司法省內郵便局

明治四十四年八月二十日發行（定價金拾貳錢）

東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地
發行兼編輯人　豐野胤珍

東京市四谷區愛住町二番地
印刷人　礒村政富

東京市麹町區西日比谷町壹番地
發行所　監獄協會

東京市四谷區荒木町二十七番地
印刷所　東京書院印刷部

東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所　東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第貳拾四卷第八號ノ明治四十四年八月二十日發行每月一回二十日發行）